

令和4年度第2回高知県産業振興計画フォローアップ委員会林業部会 次第

日時：令和4年10月24日（月）14:30～16:30

場所：高知城ホール 4階多目的ホール

- 1 開会
- 2 林業振興・環境部長あいさつ
- 3 高知県中小企業・小規模企業振興指針への対応について
- 4 議事
 - 第4期産業振興計画 ver. 3 <林業分野>の取り組み状況等について
 - (1) 林業分野の令和4年度上半期の進捗状況及び令和5年度の取り組みの強化の方向性について
 - (2) 連携テーマのプロジェクトの令和4年度上半期の進捗状況及び令和5年度の強化の方向性について
- 5 閉会

<配付資料>

【資料1】 令和5年度の取り組みの強化の方向性【林業分野】

【資料2】 各産業分野で掲げた目標の達成に向けた確認資料（林業分野）

【資料3】 連携テーマのプロジェクトの目標の達成に向けた確認資料

【資料4】 連携テーマのプロジェクトの令和5年度の取り組みの強化の方向性

【追加資料1】

- ・ 高知県中小企業・小規模企業振興指針への対応について
- ・ 高知県中小企業・小規模企業振興指針

【追加資料2】

- ・ 森の工場実績 H27～R3
- ・ 生産性向上に向けた取り組み成果一覧表

《参考資料》

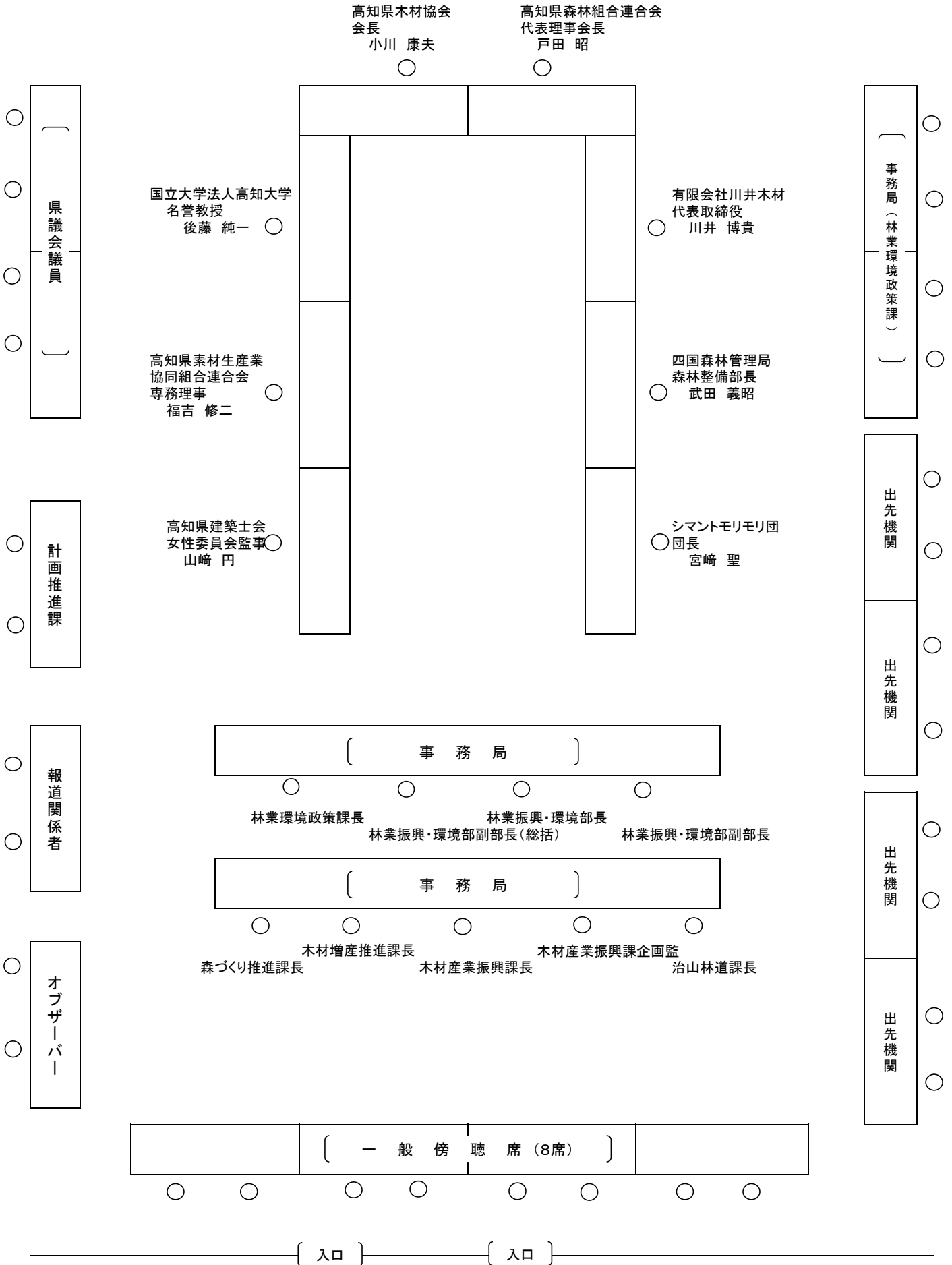
- ・ 林業分野の展開図

その他配布物

- ・ 委員名簿 等

令和4年度 第2回高知県産業振興計画フォローアップ委員会(林業部会) 配席図

令和4年10月24日(月) 14:30~16:30
高知城ホール 4階多目的ホール



令和4年度

産業振興計画フォローアップ委員会 林業部会 委員名簿

氏名	所属	役職	備考
小川 康夫	一般社団法人 高知県木材協会	会長	
濱崎 康子	株式会社 はまさき	取締役	
後藤 純一	国立大学法人 高知大学	名誉教授	
戸田 昭	高知県森林組合連合会	代表理事会長	
福吉 修二	高知県素材生産業協同組合連合会	専務理事	
川井 博貴	有限会社 川井木材	代表取締役	
山崎 円	公益社団法人 高知県建築士会	女性委員会監事	
宮崎 聖	シメントモリモリ団	団長	
武田 義昭	四国森林管理局	森林整備部長	

資料1

第2回高知県産業振興計画
フォローアップ委員会林業部会

令和5年度の取り組みの強化の方向性【林業分野】

令和4年10月24日（月）
高知県林業振興・環境部

◆分野を代表する目標：原木生産量、木材・木製品製造業出荷額等

	H30 (出発点)	R元	R2	R3	R4	R5
目標	76.5	78.0	71.8	74.4	77.0	79.6
実績	64.6	67.1	63.7	65.6	-	-
達成度	C	B	B	B	-	-

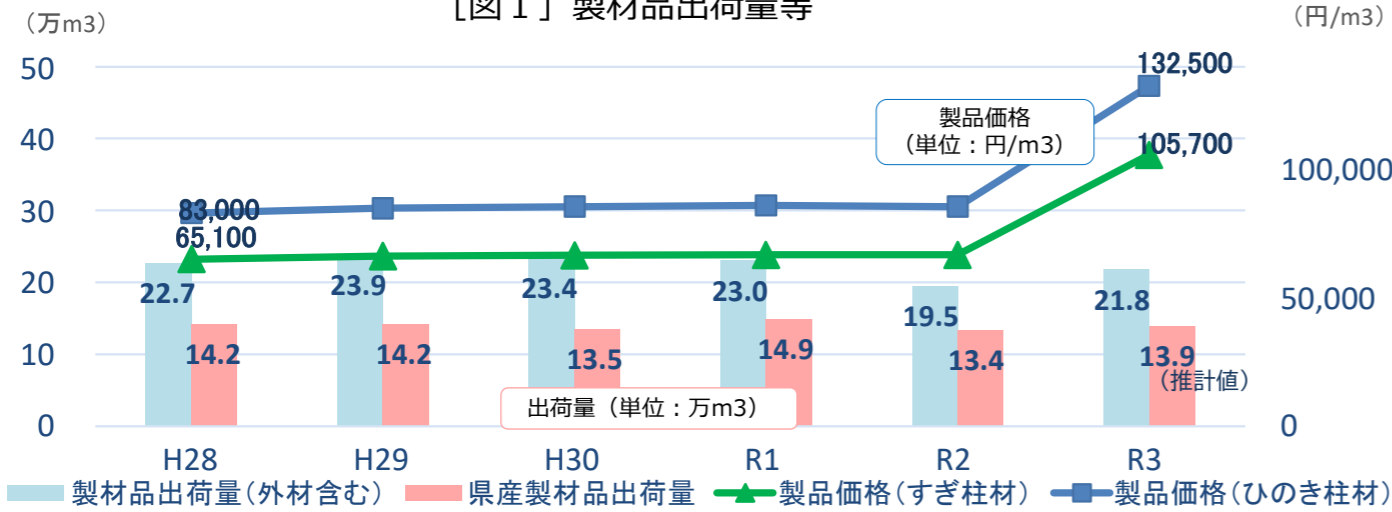
(注) 第4期産業振興計画(R2~5)で目標を見直し

	H30 (出発点)	R元	R2	R3	R4	R5
目標	220	220	217	218	224	228
実績	214	217 (205)	192	-	-	-
達成度	B	B	B	-	-	-

実績の数値は、R元以前は個人経営を含み、R2は個人経営を含まない(国統計の調査方法の変更による)
[参考] R元の()は個人経営を含まない数値

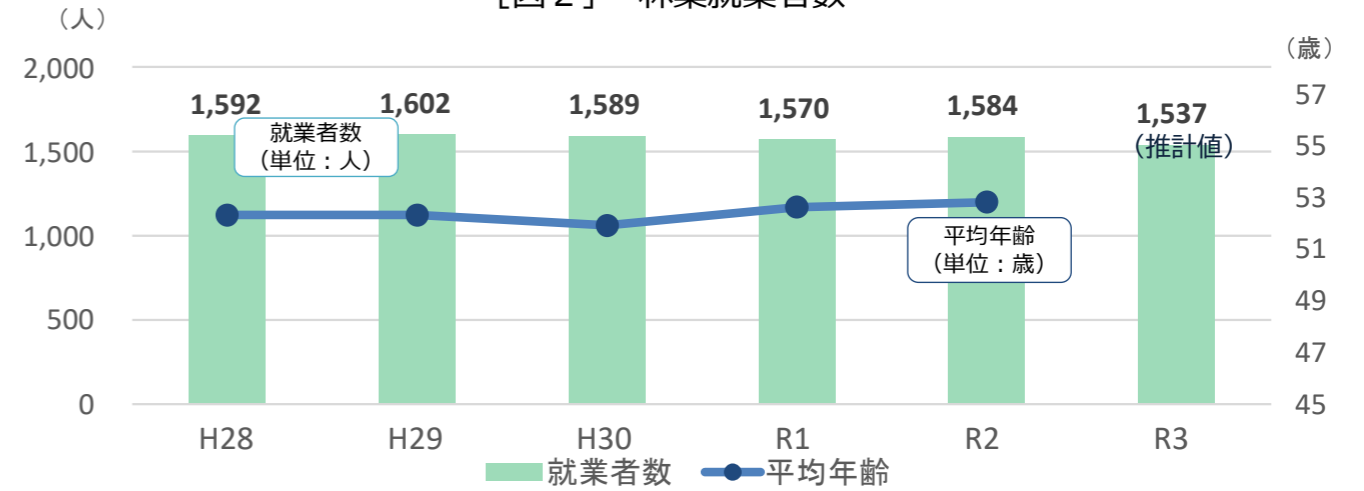
指標	進捗状況の基準
S	数値目標の達成率 110%以上
A	数値目標の達成率 100%以上110%未満
B	数値目標の達成率 85%以上100%未満
C	数値目標の達成率 70%以上 85%未満
D	数値目標の達成率 70%未満
-	達成度の判断が困難なもの

[図1] 製材品出荷量等



R3年は、ウッドショックの影響により製品価格が高騰。ウッドショックへの対応のため、製材事業者の増産を支援してきたものの、R3年上半期の原木不足の影響等により、県産製材品出荷量は、13.9万m³(推計値)にとどまり、R3年目標の15.2万m³には届かない見込み。

[図2] 林業就業者数



R3年度は、林業大学校等の各種研修やフォレストスクールの開催などにより担い手の育成・確保に取り組んできたが、高齢化による退職が多いことなどもあり、林業就業者数は1,537人(推計値)となり、R3年度目標の1,650人には届かない見込み。

◆課題

【原木生産の拡大】

- ①原木の生産量は拡大したものの、近年は横ばいが続き、目標に未達
- ②再造林面積は増加傾向にあるものの、再造林率は4割前後にとどまり目標に未達



伐採跡地

【木材産業のイノベーション】

- ①外国産材に代替できる品質の確かな製材品の安定供給とあわせ、万博関連の期間限定の大量発注への対応が必要
- ②小規模工場単独での事業拡大には資金的な負担が大きい

◆令和5年度の取り組みの強化の方向性

ポイント1

構築した川上から川下までの仕組みを生かして、木材生産・流通を最適化

【原木生産の拡大】

- ①作業システムの改善による生産性の向上
 - (1)運用開始する森林クラウド(所有者・資源情報など)を活用し事業地確保を強化
 - (2)実証により効果が確認された**先端林業機械の導入促進**
 - (3)**林地残材の効率的な収集**の検討
- ②森林資源の循環利用の促進
[→※次頁、「**再造林対策の強化ポイント**」]

【木材産業のイノベーション】

- ①製材ラインの改良や木材乾燥機の導入、事業者の連携により品質が確保された製品の安定供給を促進
- ②共同化・協業化による生産基盤の確保・強化



(搭乗・自走式下刈り機)

(油圧式集材機と架線式グラブ)

◆課題

【木材利用の拡大】

- ①SDGsの高まりなどにより木材利用への関心は広がるものの、非住宅建築物の木造化が進んでいない
- ②ウッドショックにより国産材への転換が一定進みつつあるものの、製材品出荷量の増加につながらない



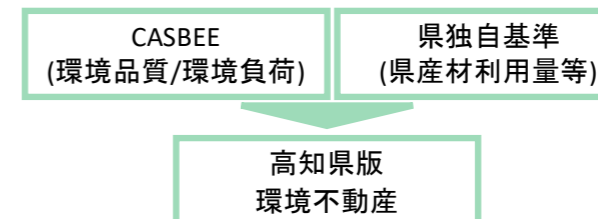
【担い手の育成・確保】

- ①高齢化等による退職者の増加もあり林業就業者数は横ばいで推移しており、新規就業者の確保と定着率の向上が必要【図2】
- ②小規模林業実践者との連携

◆令和5年度の取り組みの強化の方向性

【木材利用の拡大】

- ①木造建築物を環境不動産として評価し、都市計画や財政面での優遇措置により非住宅建築物への木材利用を促進
- ②販路の拡大
 - (1)高知モデル非住宅木造建築の実践・普及
 - (2)内装空間の設計等に携わる「プロユーザー」とのネットワークの構築
 - (3)万博関連施設の整備への県産材の供給
 - (4)流通拠点及びパートナー企業の拡大及び連携強化
 - (5)JAS認定や森林認証による製品の高付加価値化



非住宅木造建築物
(高知モデル)

ポイント2 優れた人材を育成・確保する

【担い手の育成・確保】

- ①林業職場が選ばれる環境づくり
 - (1)シミュレーター導入等による林業大学校のカリキュラムのデジタル化を推進
 - (2)新規就業者や林業事業者の意見を踏まえ、コンサルタント等を活用して林業職場の魅力化を支援
- ②小規模林業実践者のグループ化により林業施業の拡大につながる取り組みを支援



ハーベスタシミュレーター

再造林対策の強化ポイント

<現状と課題>

- 地ごしらえから植栽、下刈りまでの費用の負担感などにより再造林率は4割前後にとどまる
- 森林の有する多面的機能を高度に発揮させるとともに、持続的な林業振興により中山間地域の生活を支えるためには、再造林が必要

■これまでの施策とその取り組み状況

- ①再造林経費への支援
- ②低コスト造林(省力・低コスト施業)の推進
- ③「増産・再造林推進協議会」による地域ぐるみでの再造林推進
 - ・県内6地域に設置
- ④再造林推進活動への支援
 - ・森林所有者に対し再造林の提案を行う再造林推進員の活動を支援等
- ⑤その他
 - ・林地残材の搬出支援
 - ・再造林促進に向けた先進地域との意見交換会の開催
 - ・持続可能な林業の推進に向けた体制の整備(仁淀川町において再造林基金団体の設立準備中)

○再造林対策の強化(その1)

- ✓再造林や下刈りなどの費用負担や森林所有者の高齢・不在村化などのネックを解消
 - ⇒地域の木材関係者等が自主的に組織し、再造林への支援を行う再造林基金団体への支援の検討【図3】、各地域での実践検討
 - ⇒長期的な森林管理の研究

○再造林対策の強化(その2)

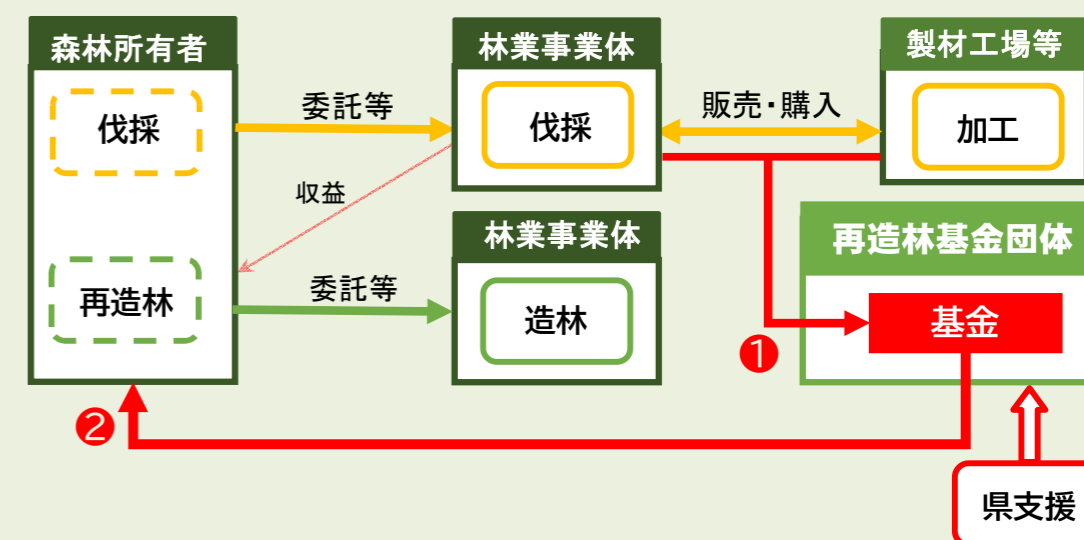
- ✓省力・低コスト施業のさらなる推進
 - ⇒林業適地(トラック道の周辺森林など)への植栽、低密度植栽(原則2,000本/ha以下)、植栽後の下刈りは隔年等で実施などの取り組みを強化

○再造林対策の強化(その3)

- ✓労働強度の軽減や低コストで効率的な再造林に対応する林業機械の導入
 - ⇒下刈り機械、移動式チップパー、造林機械等の実証
 - ⇒実証事業により効果が確認された造林機械等の導入促進
- ✓新たに造林事業を開始する者等(造林の担い手)の育成
 - ⇒造林事業の開始に当たり必要な技術習得・安全衛生研修の実施、資機材の整備等の支援 ※国事業(概算要求中)の活用を検討



【図3】基金造成による新たな再造林支援の仕組み(イメージ)



- ①林業事業者や製材工場が丸太の取引量に応じて拠出した資金を基金化
- ②当該基金により再造林等を支援(所有者負担の一部に充当)

資料2

第2回高知県産業振興計画
フォローアップ委員会林業部会

各産業分野で掲げた目標の達成に向けた 確認資料（林業分野）

令和4年10月24日（月）
高知県林業振興・環境部

各産業分野で掲げた目標の達成に向けた確認資料（林業分野）

◆分野全体の目標

○木材・木製品製造業出荷額等
 目標設定時(H30):214億円 ⇒ 現状(R2):192億円※⇒ R4到達目標:224億円 ⇒ 4年後(R5)目標:228億円
※国統計の調査方法の変更により、R2は個人経営を含まない数値。

○原木生産量
 目標設定時(H30):64.6万m3 ⇒ 現状(R3):65.6万m3 ⇒ R4到達目標:77.0万m3 ⇒ 4年後(R5)目標:79.6万m3

<戦略の柱>
 柱1 原木生産の拡大
 柱2 木材産業のイノベーション
 柱3 木材利用の拡大（建築士等への戦略的アプローチ）
 柱4 担い手の育成・確保

※進捗状況の基準について

指標	進捗状況の基準
S	数値目標の達成率 110%以上
A	数値目標の達成率 100%以上110%未満
B	数値目標の達成率 85%以上100%未満
C	数値目標の達成率 70%以上 85%未満
D	数値目標の達成率 70%未満
-	達成度の判断が困難なもの

◆目標の達成に向けた進捗状況等

No	戦略の柱	戦略目標等	【P (Plan)】			【D (Do)】	【C (Check)】			【A (Action)】	
			出発点	R4年度到達目標	4年後(R5)目標値	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況			見直しの方向性
								R4年度現状	達成度(※)	現状分析	
1	1	民有林の原木生産量(年間) 【到達目標のモニタリング方法】 森林組合については毎月の進捗管理で確認。林業事業者については四半期毎及び年1回調査により、原木生産量を確認	46.6万m3(H30)	57.0万m3(年間)	59.0万m3(年間)	1 作業システムの改善による生産性の向上 ・高性能林業機械の導入、10tトラック道等の整備、作業システムの改善 ・【新】新たな作業システムの導入促進 ・ICT等を活用したスマート林業の普及促進 2 森の工場の拡大・推進 ・【拡】森林資源情報のクラウド化及び高度利用の促進 ・森林経営管理制度の活用等市町村と連携した集約化の推進 3 間伐の推進に向けた支援の強化 ・支援事業の周知による各種計画作成の促進	1 作業システムの改善による生産性の向上 ・高性能林業機械等:導入5台、リース2台、レンタル7台 ・10tトラック道等の整備:3路線 ・作業システムの改善:集材機の改良一式、オートチョーカー2セット、繊維ロープ2セット、資材運搬ドローン1基 ・【新】新たな作業システムの導入促進:油圧集材機1基、自走式下刈り機2機の実証 ・ICT等を活用したスマート林業の普及促進:油圧集材機見学会(10/18予定)、下刈り機械見学会(11/29予定) 2 森の工場の拡大・推進 ・【拡】森林資源情報のクラウド化及び高度利用の促進:森林資源情報などのデータを搭載したうえで、県庁と市町村における森林クラウドの1次運用を開始。連携する4林業事業者において、林相区分図や単木データなどの森林資源情報の利用方法を説明し、GIS等で高度利用するための実証活動を進めている。 (林業事業者での森林クラウドの利用はR5.4月に開始する予定) ・森林経営管理制度の活用等市町村と連携した集約化の推進:森林経営管理法関連事業者とのヒアリング及び森の工場作成指導64事業者、森の工場認定面積1,458ha 3 間伐の推進に向けた支援の強化 ・支援事業の周知による各種計画作成の促進:市町村による追加支援事業(嵩上げ)の要請(保育間伐:12、搬出間伐:13) ・補助事業のPR:業界紙2、市町村広報誌又はHPへの掲載依頼	109,500m3(R4.4~6)(前年同期:107,601m3)	C	[算出根拠] ・R4目標570,000m ³ に対するR4.4~6の割合 570,000÷4=142,500 109,500÷142,500=77% (達成度:指標C) ・昨年同期比102%、到達目標を割り戻した数値での達成度は77%となっている。 ・進捗が平均的ではなく、例年、4-四半期(1~3)の伸びが大きい。 ・なお、森の工場認定面積は昨年同期比125%となっている。 [要因・課題] ・昨年の木材不足、価格高騰(ウッドショック)のためヒノキの原木生産量が増加。 ・一方、スギはヒノキへの生産シフトのため、生産量全体としては大きく伸びなかった。 ・今年に入り木造建築物着工件数の減少などにより、木材需要そのものが縮小。 ・特にヒノキは、在庫の増により原木の受入れ制限(特に直送)や単価下落が発生している。 ・こうした需要動向に左右されるが、限られた担い手で需要増の時に迅速に対応していくためには、関係者間での適確な需給情報の共有や急峻な地形への対応など、さらなる生産性の向上を図る必要がある。	[R4年度後半に向けて] ・原木の需給状況を業界と共有しつつ、原木増産・再造林促進WGIにおいて、生産拡大に向けて検討を行う。 ・林業事業者へのヒアリングなどを通じ、原木の需要動向を共有。 ・仁淀川町において、原木流通管理システムの整備を進め、原木需給情報の共有を開始。 [次年度に向けて] ・本年度から開始した実証事業の成果をもとに、令和5年度に先端林業機械の導入を進め、生産性の向上による生産拡大を図る。 ・引き続き、先端林業機械の実証を進め、様々な地形条件に対応した機械導入を推進。 ・仁淀川町で整備したシステムの効果的な運用に向けて支援。 ・森の工場の新規計画作成において、森林クラウドの効果的な活用に向けて支援。

◆目標の達成に向けた進捗状況等

No	戦略の柱	戦略目標等	【P (Plan)】			【D (Do)】	【C (Check)】			【A (Action)】	
			出発点	R4年度 到達 目標	4年後 (R5) 目標値	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況			見直しの方向性
								R4年度 現状	達成度 (%)	現状分析	
2	1	<p>民有林の再造林面積(年間)</p> <p>【到達目標のモニタリング方法】 県補助事業の四半期毎の実績及び、四半期毎に関係機関等に聞き取り調査を行い、再造林面積を確認</p>	263ha (H30)	540ha (年間)	630ha (70%) (年間)	<p>1 皆伐の促進 ・森林資源情報等を活用した施業地の確保 ・皆伐に必要な作業道等の整備 ・【拡】地域SCMの仕組みづくり</p> <p>2 再造林の促進 ・【拡】地域ぐるみでの再造林に向けた意見交換会等の開催 ・再造林への支援と低コスト育林の推進 ・成長の早い苗木等の生産体制の強化 ・【拡】持続可能な林業の推進に向けた体制の整備</p>	<p>1 皆伐の促進 ・森林資源情報等を活用した施業地の確保: 皆伐地の確保69.87ha ・皆伐に必要な作業道等の整備: 作業道開設9事業体5,936m、集材架線5事業体3,940m ・【拡】地域SCMの仕組みづくり: 地域アドバイザー1名(委託)への支援、木材需給情報共有システム一斉導入への支援</p> <p>2 再造林の促進 ・【拡】地域ぐるみでの再造林に向けた意見交換会等の開催(9/14、参加者94名) ・再造林への支援と低コスト育林の推進: 再造林推進員による提案活動64.72ha、再造林及び低コスト育林への県単追加支援、市町村による追加支援(嵩上げ)の要請(追加2、計24) ・成長の早い苗木等の生産体制の強化: 新たな採種圃造成地の選定、挿し木技術に関する先進地情報の収集(9/28) ・仁淀川町森林管理推進協議会(5/20、8/1、8/20)において再造林基金団体について協議</p> <p>〔今後の予定〕 ・【拡】持続可能な林業の推進に向けた体制の整備: 再造林への取り組みに関する先進地情報の収集及び仁淀川町における再造林基金団体の組織化(～12月末)</p>	68.57ha (R4.4～6) (前年同期: 73.02ha)	D	<p>[算出根拠] ・R4目標540haに対するR4.4～6の割合 $540 \div 4 = 135$ $68.57 \div 135 = 51\%$ (達成度: 指標D)</p> <p>・昨年同期比94%、到達目標を割り戻した数値での達成度は51%となっている。 ・進捗が平均的ではなく、例年、2-四半期(7～9)の伸びが大きい。また、県以外が所管する実績の確定に伴う算入は4-四半期(1～3)となる。 ・R3年度の再造林実績は近年最大の299ha(R2年度比122%)まで増加。また、R4年度当初の要望計画量は400haを確認しており増加の傾向。 ・目標との差(約140ha)については、再造林推進員による提案活動への支援により達成を見込む。</p> <p>[要因・課題] ・再造林や下刈などの育林経費まで含めた負担(森林所有者)がネックで進まない。 ・森林所有者の高齢、不在村化や森林を長年に亘って管理する後継者がいない。 ・伐採事業者から森林所有者への働きかけが十分でない。</p>	<p>[R4年度後半に向けて] ・各地域の増産・再造林推進協議会において、再造林推進員による提案活動の拡大の支援と進捗管理の徹底を行う。</p> <p>[次年度に向けて] ・持続可能な林業の推進に向けた体制の整備と支援(地域の林業関係者等で自主的に組織された再造林基金団体の設立支援など)。 ・再造林基金団体の円滑な運営に向けた支援の検討。 ・低密度植栽や隔年下刈りなど、省力・低コスト施業のさらなる推進。 ・低コストで効率的な再造林に向けた機械化の促進(実証→導入)。</p>

◆目標の達成に向けた進捗状況等

No	戦略の柱	戦略目標等	【P (Plan)】			【D (Do)】	【C (Check)】			【A (Action)】	
			出発点	R4年度 到達 目標	4年後 (R5) 目標値	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況			見直しの方向性
								R4年度 現状	達成度 (%)	現状分析	
3	2	<p>県産製材品の出荷量(年間)</p> <p>【到達目標のモニタリング方法】 製材統計(国統計:月次)の値から進捗状況を推計(国統計:年次)で実績を確認</p>	135千m3 (H30)	162千m3 (年間)	169千m3 (年間)	<p>1 高品質な製材品の供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> 需要に応じた製品供給力の強化・高品質化 【拡】製材加工の共同化・協業化等の促進 乾燥機等の施設整備への支援(JAS対応) 【新】原木安定供給に向けた協定取引の促進 【拡】協定締結による県内流通木材の確保(6月補正) <p>2 製材事業体の生産・経営力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業戦略の策定・実践による経営改善の推進 経営人材の育成に向けたアドバイザー派遣 既存製材工場の労働力確保対策の実施 【拡】原油高騰対策・グリーン化に向けた電動フォークリフトの導入(6月補正) <p>3 木材・木製品の高付加価値化の推進(A材の活用)</p> <ul style="list-style-type: none"> 非住宅分野向けの高付加価値製品の開発(チーム・ティンバライズとの連携) 高付加価値製品の販路開拓 <p>4 プラットフォームづくり等による地産・外商体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> TOSAZAIセンターを中心とした情報交流の拠点の整備 県内製材工場等の連携による集出荷体制の整備 【拡】需要にマッチした生産供給体制(SCM)の確立 <p>5 森の資源を余すことなく活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 小規模木質バイオマス発電所の整備(熱電併給) 幅広い分野への木質バイオマスボイラー等の導入促進(熱利用) 	<p>1 高品質な製材品の供給体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> しまんと製材工場(高幡木材センター)の本格稼働(R4.4月) JAS認定取得支援:6事業者 *取組中 木材乾燥機の導入支援:1事業者(2基) *取組中 協定締結による原木安定確保:8事業者(当初・6月補正) <p>2 製材事業体の生産・経営力の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業戦略の策定支援:1事業者 事業戦略の実践支援:7事業者 経営セミナー開催(R4.8.31) 46名参加(うち事業体13名) 電動フォークリフトの導入:5事業者(5台)(6月補正) <p>3 木材・木製品の高付加価値化の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 高知モデル供給体制検討会(4/22, 25, 27, 6/30) 高知都市木造ワーキングの開催(6/30) 高知モデル等高付加価値製品に関する情報発信 <ul style="list-style-type: none"> →ATC常設展示等による高知モデル等のPR(7/15~、セミナー7/15) →企業等への提案活動(民間企業:12社、自治体:3) <p>4 プラットフォームづくり等による地産・外商体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 協定締結による原木安定確保:8事業者(当初・6月補正)【再掲】 サプライチェーン構築推進事業補助先:高知県木材協会 推進地区:仁淀川地域、高幡地域 <p>5 森の資源を余すことなく活用</p> <ul style="list-style-type: none"> 木質バイオマスボイラー導入:1事業者(黒潮町) 木質バイオマス発電所見学会開催(R4.6.1) 55名参加(うち事業体26名) 	<p>59千m3 【推計値】 (R4.4~R4.8) (前年同期: 60千m3)</p> <p>B</p>	<p>[算出根拠]</p> <p>・R4目標162千m³に対するR4.4~8の割合 162千m³(年間)×5/12=68千m³ 59千m³÷68千m³=87% (達成度:指標B)</p> <p>前年同期比、97.8%に低迷</p> <p>[要因・課題]</p> <ul style="list-style-type: none"> 県内製材事業者から原木不足といった声は、ほとんど聞かれない。販売については、県外市場の荷動きが鈍化し一般材が売りにくい状況。 ウッドショック時の外国産材の供給不足を受け、今後のリスクヘッジとして一定量を国産材にシフトする動きが見られる。こうした動きにしっかりと対応するためには、外国産材に代替できる品質の確かな製材品を安定的に供給できる体制を整備することが必要。 8月の新設住宅着工は、持ち家は前年同月割れが9ヶ月連続となったが、貸家、分譲住宅が増加したことを受け4ヶ月振りに増加。8月時点の年率換算値は903千戸(参考:R3年 856千戸)。 現在、国内において在庫過多となっている欧州材については、現状を踏まえて次の契約期間の成約数量が例年を大きく割り込んでいるとの情報(業界誌)もあり、状況を注視することが必要。 	<p>[R4年度後半に向けて]</p> <ul style="list-style-type: none"> 安定的な需要先である土佐材流通拠点や土佐材パートナー企業との連携のもと、土佐材展示会の開催や建築現場等での土佐材PRを展開し、県産製材品の出荷量の維持・拡大に向けた取組を促進。 品質の確かな製材品を求めるニーズに対応し、販路開拓につなげるため、JAS認定取得を促進。 外国産材の輸入状況等を注視しながら、木材需給の変化に迅速に対応できるよう、TOSAZAIセンター県外駐在員等を通じた消費地動向の確認と同センターによる取得情報の県内事業者への発信に係る取組を推進。 <p>[次年度に向けて]</p> <ul style="list-style-type: none"> 木材需給の変動にも安定的に対応できる体制を構築するため、現在、取組を進めているSCMの構築に向けた取組を継続し実施するほか、事業体の声を聞きながら安定供給や短納期にも対応できる仕組みを検討。 将来の大径材活用に向けた製材ラインの改良や乾燥機導入による製材品の品質向上及び安定供給に向けた取組を促進し、供給不安のある外国産材に代替する国産材へのニーズや構造計算が求められる非住宅のニーズに対応。 建築物の内装等への土佐材需要を創出するため、内装空間の提案や設計に携わる「プランナー」や「デザイナー」等を「プロユーザー」と位置付け、県内の木材関係事業者とのネットワークの構築に向けた取組を推進。 大阪・関西万博の大屋根(リング)等の木造施設建設への県産材活用を促進するため、施工業者等との関係づくりを促進。 また、地理的不利を補うため、県内製材所が製造した大阪・関西万博に活用する製材品(他県の集材工場に出荷するラミナ等)の輸送に係る経費について支援。 	

◆目標の達成に向けた進捗状況等

No	戦略の柱	戦略目標等	【P (Plan)】			【D (Do)】	【C (Check)】			【A (Action)】	
			出発点	R4年度到達目標	4年後(R5)目標値	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況			見直しの方向性
								R4年度現状	達成度(※)	現状分析	
4	3	<p>県内における非住宅建築物の木造率(床面積ベース)(年間)</p> <p>【到達目標のモニタリング方法】建築着工統計調査(国統計:月次)の値を確認 * 県内における相談対応等の状況と非住宅木造建築物の着工実績の比較分析等の実施</p>	17.1% (H30)	19% (年間)	20% (年間)	<p>1 木造建築に精通した建築士等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業大学校でのリカレント教育等による建築士の育成 ・全国の建築士関係団体等との連携による建築士の育成 ・木造建築の設計・技術支援 ・木造建築のノウハウ収集・普及 <p>2 施主の木材利用に関する理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施主の木材利用に関する理解の醸成(経済同友会等との連携) ・CLT等の普及促進(日本CLT協会等との連携) ・TOSAZAIセンター(提案・相談窓口)によるプッシュ型提案 <p>3 マーケティング戦略の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非住宅建築物の木造化・木質化の推進と環境不動産としての評価の確立 ・県産材を活用した木造住宅建築の支援 	<p>1 木造建築に精通した建築士等の育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業大学校でのリカレント教育等による建築士の育成 リカレントコース等(3講座、26人) 建築実務者向けオンライン木造建築講座(2回、148人) 建築学生向けサマースクール、オータムスクール(2回、20人) 木造初心者向け中大規模木造塾の実施(2回、72人) ・全国の建築士関係団体等との連携による建築士の育成(CLTフォーラム開催に向け準備中) ・木造建築の設計・技術支援(設計支援:5件) ・木造建築のノウハウ収集・普及(ディテール集原稿作成に向けた情報収集実施) <p>2 施主の木材利用に関する理解の醸成</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施主の木材利用に関する理解の醸成(経済同友会等との連携) 木材利用推進全国会議 第2回見学会(秋田)の開催(4/21、22) 参加者数30名 第3回セミナーの開催(7/28) 参加者数46名 自主宣言の策定:54団体 土佐経済同友会との連携 同会議での木材利用等のPR(9/9) ・CLT等の普及促進(日本CLT協会等との連携)(フォーラム開催予定) ・TOSAZAIセンター(提案・相談窓口)によるプッシュ型提案(11回) <p>3 マーケティング戦略の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非住宅建築物の木造化・木質化の推進と環境不動産としての評価の確立 評価手法検討委員会の開催(5/10、7/22、) 庁内検討会議の開催(5/20、7/22) ・県産材を活用した木造住宅建築の支援(93件) 	<p>12.9%(R4.4月~8月) (前年同期:11.4%)</p> <p>※参考 棟数ベース(木造) (R3.4月~8月):40棟(29.4%) (R4.4月~8月):42棟(40.8%)</p> <p>D</p>	<p>[算出根拠] 12.9÷19.0=68% (達成度:D)</p> <p>前年同期比 1.5%増</p> <p>[要因・課題] ・床面積、棟数ともに木造建築の割合が、昨年同期を上回っているものの、目標値の19%には届いていない。</p> <p>・木造建築の設計・技術支援については、昨年度の実績1件(CLT)に対して、本年度はCLT2件、木造3件の申請を受け付けており、昨年に比べ増加している状況。</p> <p>・県内CLT建築物については、国事業を活用した3階建集合住宅の完成が見込まれるとともに、国内初となるCLTのガソリンスタンドの建築も進んでいる。</p> <p>・建築着工統計調査(R4.4月~8月)によると県内の非住宅建築物は1階と2階建てが多い(非住宅建築物全体の床面積で83.5%)状況。このうち木造については、床面積で33.4%しかなく、小規模な建築物が主体となっているため、床面積の大きな非住宅建築物の木造化が必要。</p> <p>・土佐経済同友会の幹事会等において、木材利用に関する情報提供や具体的な提案を行うことにより、同会会員の木材利用に関する理解の促進を図ることが必要。</p>	<p>[R4年度後半に向けて] ※年度内の非住宅建築はほぼ確定済みのため次年度に向けて取り組む。</p> <p>[次年度に向けて] ・施主や建設事業者等への働きかけを強化する。</p> <p>・高知モデルを積極的にPRし、設計及び木材の購入費等の支援に取り組む。</p> <p>・本年11月に導入するCLT簡易住宅を、県立甫喜ヶ峰森林公園の常設展示やイベントでの活用により、CLT建築物を直接見て触れる場を提供し、木造建築物の建設に対する機運を高める。</p> <p>・環境不動産としての評価の確立に向けて、年内に評価手法や優遇措置の内容について検討を進め、次年度から運用を開始を目指す。</p>	

◆目標の達成に向けた進捗状況等

No	戦略の柱	戦略目標等	【P (Plan)】			【D (Do)】	【C (Check)】			【A (Action)】	
			出発点	R4年度到達目標	4年後(R5)目標値	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況			見直しの方向性
								R4年度現状	達成度(※)	現状分析	
6	4	<p>林業就業者数(年度末現在)</p> <p>【到達目標のモニタリング方法】 四半期毎に38林業事業体及び23森林組合に対して就業者数(新規就業・離職を含む)のモニタリング調査を行うことにより、林業従事者数確保についての達成状況を確認</p>	1,589人 (H30年度末)	1,660人 (R4年度末)	1,670人	<p>1 林業大学の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フォレストスクール及びこうち暮らしフェアへの参加(6会場) ・学校パンフレットの構成見直し(4~5月)による広報活動(HP、facebook、新聞、業界誌等)の実施(6月~) ・高校訪問の実施及び進路説明会への参加(26校) ・オープンキャンパスの開催(7/23,24、65人) ・令和5年度定員増とし研修生を募集中(20名→24名) ・農業高校への出前授業(1回:高知農業) ・ハーベストシミュレータの導入に向けた予算化(9月補正、1台) ・卒業生への就業後アンケートの実施(7月) <p>2 きめ細かな担い手の育成・確保の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性就業者の確保 就業相談への対応:女性15名 こうちフォレストスクール参加者:女性10名 こうちフォレストスクール 【開催】 東京会場(2回 8/20、9/4)参加者:9人(うち女性6名) 大阪会場(2回 9/18,10/1)参加者:12人(うち女性2名) 高知会場(1回 7/31)参加者:6人(うち女性1名) オンライン(1回 7/30)参加者:4人(うち女性1名) こうち暮らしフェア 【参加】 東京会場(1回 6/19)参加者:8人 大阪会場(1回 6/29)参加者:8人 【開催予定】 こうちフォレストスクール 高知:10/16、オンライン女性限定会:10/16 こうち暮らしフェア 東京:11/23、大阪:12/10 森林の仕事ガイダンス 大阪:10/8、東京:10/22、福岡:11/5 エリアガイダンス:高知 1/28 香川:12/3 個別相談会 東京:2/19、大阪:2/25 <p>3 事業体の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業労働力確保支援センターに「森のしごとコンシェルジュ」を配置 【9月末実績】 就業相談対応:63件(46人、うち女性15人) 事業体相談対応、情報収集:25事業体(46回) 高等学校等訪問:26校 ・小規模林業の推進 小規模林業推進協議会の開催:出席会員21人(7/8) ・市町村が実施するOJT研修の支援 宿毛市森林組合で研修開始(1名) ・可搬式林業機械の電動化を支援(6月補正) 16事業体、チェーンソー23台 刈払機20台 ・林業就業ガイド冊子の作成 事業体等の就業条件等を掲載した就業ガイド冊子を作成(10月中旬完成予定) <p>3 事業体の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業戦略の策定・実践による経営改善の推進 策定支援:4事業体 実践支援:10事業体 ・森林施業プランナーの育成(研修の実施:4回) 研修:4回、参加者:11人(うち女性2名) ・事業体における経営基盤の強化と労働環境の改善 雇用管理改善推進アドバイザーによる指導・助言 1四半期実績(14森林組合、17事業体) ・林業の担い手対策に関する林業事業体等との意見交換会 西部地域:9/8 参加者:18事業体 東部地域:9/13参加者:16事業体 	<p>1,580人【推計値】 (1四半期末)</p> <p>1,580人【推計値】 (前年同期)</p>	B	<p>【推計根拠】 R2実績値:1,584人 R3実績値:(R5年2月確定予定) R4実績値:(R6年2月確定予定)</p> <p>モニタリング調査値 R2.4四半期:851人 R3.4四半期:826人 R4.1四半期:849人</p> <p>R3推計値:1584人×826人/851人=1537人 R4推計値:1537人×849人/826人=1580人 1,580人/1,660人=95%(0.951) (達成度:B)</p> <p>【要因・課題】 林業就業者数は、高齢者の退職や他業界への転職者等が新規就業者を上回り、現状値が到達目標に達していない。目標達成のためには、安全性の向上による労働環境の整備や休暇制度等の充実などによる雇用環境の改善を図り、林業職場の魅力の向上を図ることが必要。</p> <p>1 林業大学の充実・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年度推薦募集について、31名(基礎課程17名、専攻課程14名)から申請があり、前年度に比べ5名増となっている。 ・他方、林業大学校への進路意識の醸成が課題となっている。 ・就業後の定着率の向上に向けたサポート体制の充実が必要。 <p>2 きめ細かな担い手の育成・確保の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業体でOJT研修を行う「林業研修支援事業」を創設したが、要望が少なく支援内容の見直しが必要。 ・森のしごとコンシェルジュを配置し、県外の就業イベント等の参加者に対してフォローアップを実施。移住者等を林業就業者として確保するためには東京・大阪に駐在するUIターンコンシェルジュとの連携強化が必要。 ・小規模林業推進協議会は、H27の発足から8年目を迎え、会員数は大きく増加したが、実際に林業に従事する者は少ない状況。このため、従事者を増加させる取り組みへの見直しが必要。 <p>3 事業体の経営基盤の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・9月に林業事業体等との担い手確保のための意見交換会を開催した。開催に先立ち実施したアンケート調査では、就業する際に重要視する条件項目において、就業者は「人間関係や休暇制度等」の労働環境等を重視しているが、雇用者は「収入の多さや勤務地の利便性」などを重視しており両者で大きなギャップがあることが分かった。新規就業者確保を進めるためには、ギャップを解消し林業職場の魅力向上のための取り組みを進める必要がある。 	<p>現状での課題に対応するため、以下の内容で取り組みを進める。</p> <p>1 林業大学の充実・強化 [R4年度後半に向けて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベント(もくもくエコランド、こうちフォレストスクール)、就業ガイダンス等への参加、エブリデイオープンキャンパスの実施により、県内外に対して林業大学校の魅力PR。 ・林業就業者の確保につなげるため、基礎課程の定員を増やして(20名→24名)研修生の一般募集(前期・後期)を実施。 ・在校生が就職先選定時の参考とするため、7月に実施した卒業生へのアンケート結果を在校生と情報共有する。 <p>[次年度に向けて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県内外から入校生を確保するため、学校パンフレットの更新を継続。 ・林業大学校を進路として意識してもらう切っ掛けづくりのため、新たに県内中学校(89校)に林大パンフレットを配布。 ・林業大学校の魅力PRするため、導入するハーベストシミュレータをイベント等で活用。 ・林大OBと現役研修生との交流機会の拡充。(コロナ禍で実施できなかった同窓会の開催) <p>2 きめ細かな担い手の育成・確保の強化 [R4年度後半に向けて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「林業研修支援事業」の研修実施期間を短縮するなど、下半期に向けて事業内容を見直し、制度の活用を進める。 ・林業就業ガイド冊子を活用し就業関連イベントに取り組むほか、東京・大阪に駐在するUIターンコンシェルジュや市町村の移住専門相談員に林業に関する知識を深めてもらい、連携強化して新規就業者確保の取り組みを進める。 ・小規模林業推進協議会の方向性等について会員アンケートなどを実施。 <p>[次年度に向けて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各就業イベントや森のしごとコンシェルジュの取り組みを継続。 ・小規模林業推進協議会を、より森林施業の拡大につなげる方向で見直しを検討。 <p>3 事業体の経営基盤の強化 [R4年度後半に向けて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用管理改善推進アドバイザーによる指導助言を継続(9森林組合、42事業体)。 ・雇用管理研修会の実施。 <p>[次年度に向けて]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・林業事業体の経営基盤安定強化のため事業戦略の策定・実践による支援を継続。 ・意見交換会により得られた課題を解決するため、事業体実践する林業職場の魅力向上のための支援策の予算化を検討中。 (女性が能力を発揮できる環境づくり、職場コミュニケーションの改善、人材の募集、採用方法の改善、能力評価制度の導入など) 	

連携テーマのプロジェクトの令和4年度上半期の 進捗状況及び令和5年度の強化の方向性について

【資料3】

連携テーマのプロジェクトの目標の達成に向けた確認資料

- ①スマート林業推進プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1～3
- ②グリーンLPガスプロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- ③土佐材輸出拡大プロジェクト・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5

【資料4】

連携テーマのプロジェクトの令和5年度の見込みの強化の方向性・・・・・・・・・・ 6

プロジェクト名	スマート林業推進プロジェクト
プロジェクトマネージャー	林業振興・環境部 副部長 谷脇 勝久
関係部局	林業振興・環境部、商工労働部、総務部

目指す姿	ICT等を活用した森林施業の効率化・省力化に資する「スマート林業」への転換により、生産性の向上、経営の安定化等に繋げる。
	(第4期計画) 【林業就業者1人当たりの原木生産量】 427m3(R元)⇒473m3(R5)

◆目標の達成に向けた進捗状況等

項目	実施主体	【P (Plan)】		【D (Do)】	【C (Check)】		【A (Action)】
		R4年度目標	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況		見直しの方向性
					R4年度現状	現状分析	
森林情報の高度化 ・高度利用	【関係事業者】 林業事業者等 【県】 森づくり推進課 【市町村】	森林クラウド利用者数 34市町村 4林業事業者	<p>○森林クラウドの導入とデータベースの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林クラウドの導入 R4.4月:システム構築及びデータ搭載の実施 R4.7月:1次運用開始(航空レーザ関係データの利用) R4.7~9月:操作研修会開催 R4.10月以降:2次運用開始(完了した市町村毎に全てのデータの利用) R5.3月:森林クラウド導入完了 (R5.4月:本格運用開始(県内全域で全てのデータの利用)) <p>・森林クラウドに搭載するデータベースの拡充 (R4~5の2カ年事業) R4.4~6月:実証活動の委託先選定(プロポーザル) R4.6~10月:データベース拡充の手法検討と作業プログラム開発 R4.10月以降:データベース拡充作業の開始 (R6.2月:データベース拡充を完了。森林クラウドに拡充データ搭載)</p>	<p>○森林クラウドの導入とデータベースの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林クラウドの導入 4月:システム構築及びデータ搭載の作業開始 8/16:県庁と市町村による1次運用開始(航空レーザ関係データの利用) 9/22:操作研修会(動画配信形式)開催 <p>【今後の実施予定】 R4.10月以降:県庁と市町村による2次運用開始(林地台帳など市町村保有データの利用) R5.3月:導入作業完了 R5.4月:県庁、市町村、林業事業者による本格運用開始(全てのデータの利用)</p> <p>・森林クラウドに搭載するデータベースの拡充 (R4~5の2カ年事業) 5/20:委託先選定(プロポーザル) 6~9月:データベース拡充の手法検討と作業プログラム開発</p> <p>【今後の実施予定】 R4.10月以降:データベース拡充作業の開始 R6.2月:データベース拡充を完了し、森林クラウドに拡充データ搭載</p>	森林クラウド利用者数 34市町村 (R4.4~R4.9)	<p>○森林クラウドの導入とデータベースの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林クラウドの導入 【現状分析】 1次運用において、航空レーザ関係データなどの利用により作業を効率化させる機能の性能を本格運用前に確認。 林業適地を特定するなどの基本的な機能は備えているものの、行政手続の電子化など、システムやデータの高度利用を進めるためには機能の強化が必要。 【課題】 システムやデータを高度利用するための機能の強化。 <p>・森林クラウドに搭載するデータベースの拡充 【現状分析】 森林クラウドの利用による作業の効率化を進めるためには搭載するデータの精度維持が必要。 このため、伐採跡地や植栽地の把握による森林の変化を把握し、変化にあわせてデータを適宜更新できる仕組みが不可欠。</p> <p>【課題】 森林の変化にあわせてデータベースを適宜更新できる仕組みの確立。</p>	<p>○森林クラウドの導入とデータベースの拡充</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林クラウドの導入 【R4年度後半に向けて】 ＜導入作業＞ 2次運用を経てR5.3月に導入作業を完了。 ＜機能強化＞ 高度利用に向けた機能改修を検討(R4.12月補正予算での経費計上を予定)し、機能改修作業を年度内に開始。 【次年度に向けて】 ＜導入作業＞ R5.4月に本格運用を開始。 ＜機能強化＞ R6.3月に機能改修を完了。 <p>・森林クラウドに搭載するデータベースの拡充 【R4年度後半に向けて】 ＜拡充作業＞ データベース拡充作業の実施。 ＜精度維持＞ 適時のデータ更新による精度維持の仕組みの検討。</p> <p>【次年度に向けて】 ＜拡充作業＞ R6.3月にデータベース拡充作業を完了。 ＜精度維持＞ データの精度を維持するための経費をR6当初予算で計上予定。</p>

◆目標の達成に向けた進捗状況等

項目	実施主体	【P (Plan)】		【D (Do)】	【C (Check)】		【A (Action)】
		R4年度 目標	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況		見直しの方向性
					R4年度現状	現状分析	
施業集約・生産の 効率化・省力化	【関係事業者】 林業事業者等 【県】 森づくり推進課 木材増産推進課 産業デジタル化推進課	実証活動数 8事業者	<p>○森林クラウドや先進機器を活用した実証活動 (R4～5の2カ年事業) R4.4～6月:実証活動の委託先選定(プロポーザル) R4.6～7月:実証活動を行う林業事業者の選定・ヒアリング R4.7月以降:実証活動の実施 R5.1月:実証活動の検証及び取り組み改善策の検討 R5.2月以降:改善策の実施 (R5.12月:他の林業事業者への横展開に向けた実証結果の普及)</p> <p>○機械化や自動化の実証活動 ・スマート林業促進プロジェクトチーム会議:3回 実証データ取得の進捗管理や事業者の課題抽出・解決に向けた検討会 5月(1回目)、10月(2回目)、2～3月(3回目) ※検討内容に応じてオープン・イノベーション・プラットフォームの活用を検討 ・先端林業機械の実証(データ取得): 原木生産型 3件、造林保育型 1件 R4.4～5月:再要望調査 R4.6～12月:実証データ取得 R5.1～2月:実証データ取りまとめ ※木材増産推進課、林業事務所、森林技術センターが伴走支援 ※森林クラウドを活用して実証現場の作業方法などを検討 ・先端林業機械等の研修会の開催:5回 実証機械などスマート林業の普及のための現地及び座学研修 R4.8月～12月:現地研修 4回 R4.10月:座学 1回</p>	<p>○森林クラウドや先進機器を活用した実証活動 (R4～5の2カ年事業) 5/20:委託先選定(プロポーザル) 6月:実証活動を行う林業事業者の選定(4事業者) 6/21～7/4:林業事業者のヒアリング 7月以降:実証活動の実施 実績:6回 (7/5,8/3, 8/26,10/4,10/5,10/6)</p> <p>【今後の実施予定】 11月以降:実証活動の継続実施 R5.1月:実証活動の検証及び取り組み改善策の検討 R5.2月以降:改善策も含めて実証活動を継続実施 R5.3月:他の林業事業者への横展開に向けた普及活動の前倒し実施</p> <p>○機械化や自動化の実証活動 ・スマート林業促進プロジェクトチーム会議: (第1回5/19)本年度スマート林業の推進に係る県の取組方針の説明など、 ・先端林業機械の実証(データ取得): 原木生産型→1件(油圧集材機(株)とされいほく) 実証期間R4.8～10月 ・先端林業機械等の研修会の開催:1回 実証機械などスマート林業の普及のための現地研修(現地での座学含む) 原木生産型 1回(10/18本山町) ※産業デジタル化推進課、産業振興センター参加</p> <p>【今後の実施予定】 ・第2回10月下旬(予定)本年度スマート林業の推進に係る進捗状況の情報共有等(書面開催) ・造林保育型 実証:2件(自走式刈り機 大豊林業(株)、須崎地区森林組合) 実証期間R4.11～12月 研修会:2回(11/29大豊町、12月下旬中土佐町)※実証現場の作業手順などで森林クラウドの活用を検討 ・成果報告会:R5.3開催(予定)</p>	実証活動数 7事業者 (R4.4～R4.9)	<p>○森林クラウドや先進機器を活用した実証活動 (R4～5の2カ年事業)</p> <p>【現状分析】 県内全体での取り組みの波及を見据えた林業事業者における実証活動を実施。</p> <p>【課題】 県内全体に取り組みを早期に波及するための活動の早期実施。</p> <p>○機械化や自動化の実証活動 【現状分析】 ・スマート林業促進プロジェクトチーム会議を通じて先進林業機械の実証等を林業事業者と共有、事業者においては、導入への関心を見せている。 ・先端林業機械の実証等のうち、素材生産型機械の実証として油圧集材機システムを実施、10/18の見学会には林業事業者等100名ほどが参加予定。 ・造林保育型は、異なる地形条件でのデータ取得に向け、2事業者で実証を開始。 ・当初実証予定であった素材生産型機械の2機(牽引ウインチ、スパイダー)は、全国的にも導入台数が限られレンタルが困難となった。</p> <p>【課題】 ・新たな生産システムの導入を志す事業者の増加が必要。 ・有効な実証データを得るためには、異なる地形条件における実証データの取得が必要。 ・全国的な導入事例の少ない機械は、メンテナンスサービスや耐用年数などの課題から、導入に係る自己負担の更なる軽減が必要。</p>	<p>○森林クラウドや先進機器を活用した実証活動 (R4～5の2カ年事業) 【R4年度後半に向けて】 ＜実証活動＞ 実証活動の継続実施。 ＜普及活動＞ R5.3月に他の林業事業者への横展開に向けた普及活動の前倒し実施。</p> <p>【次年度に向けて】 ＜実証活動＞ 実証活動の継続実施と活動の取りまとめ。 ＜普及活動＞ R6.3月に他の林業事業者への横展開に向けた普及活動の実施。</p> <p>○機械化や自動化の実証活動 【R4年度後半に向けて】 ・実証を進める機械の見学会を開催し、林業事業者の生産性拡大への意欲や技術の向上を図る。 ・国の研究機関等による地形データを活用した造林作業の効率化軽労化に向けた先進事例の周知。</p> <p>【次年度に向けて】 ・同一機種の実証であっても地形条件が異なる事業地での実証を進めて行く。 ・実証事業の成果をもとに、令和5年度に先端林業機械の導入支援の拡大を検討。</p>

◆目標の達成に向けた進捗状況等

項目	実施主体	【P (Plan)】		【D (Do)】	【C (Check)】		【A (Action)】
		R4年度目標	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況		見直しの方向性
					R4年度現状	現状分析	
需給マッチングの円滑化	<p>【関係事業者】 林業事業者、製材事業者等</p> <p>【県】 木材産業振興課 木材増産推進課</p>	モデル的なSCMの運用 1地域	<p>○「高知県SCM推進フォーラム」による研修会・意見交換会の開催 R4.6月:研修会 R4.9月以降:情報交換会 仁淀川町9月、高知市11月と1月に開催予定</p> <p>○実践に向けてモデル地区での共有システムとコーディネーターの設置 R5.3月:運用開始</p> <p>○短期の取引条件を固定した原木協定の締結 R4.6月～R5.3月:「原木の安定取引に関する協定書」に基づく原木の調達</p>	<p>○「高知県SCM推進フォーラム」による研修会・意見交換会の開催 5/20:SCM推進事業(交付決定) 5/20:第2回仁淀川町森林管理推進協議会 6/10:安芸SCM(林野庁公募事業説明会:国) →採択R4.7.11 6/23:SCM推進フォーラム全体研修会(第1回情報交換会)@高知市 7/20:四万十町SCM(高幡木材センター協議) 8/24:安芸SCM(第1回関係者全体会議:国) @奈半利町 9/7:四万十町SCM(四万十町協議) @四万十町役場</p> <p>【今後の実施予定】 [四万十町SCM] ・町内の製材事業者との座談会、先進地の講師による大径材利用に関する意見交換(12月～1月開催予定)</p> <p>[安芸SCM(事業化検討委員会WG:国)] ・関係市町へ事業者ヒアリング結果の報告、県内他地域の情報共有(11月実施予定) ・研修会の開催、安芸地域のSCM構築に向けたプロセス(案)の具体化(1月開催予定)</p> <p>○実践に向けてモデル地区での共有システムとコーディネーターの設置 →R4.9/16システム構築開始。R5.3月運用開始予定 ・コーディネーターの設置 →R4.7/1活動開始。R5.2/28まで任用予定</p> <p>○短期の取引条件を固定した原木協定の締結 ・8事業者申込 原木量21,842m³</p>	<p>モデル的なSCMの構築に向けたプロジェクトの進行中 3地域 (R4.4～R4.9)</p>	<p>[四万十町SCM] 【現状分析】 ・製材事業者との勉強会を四万十町と木材協会が連携し開催、四万十町内で取り組みがスタートした。</p> <p>【課題】 ・大径材の活用、非住宅用のJAS材の出荷に向けた市場の情報収集が必要。</p> <p>[安芸SCM(事業化検討委員会WG:国)] 【現状分析】 ・SCM構築へ向け、関係市町村内の川上・川中・川下事業者及び市町村へのヒアリング実施するなど、取り組みが進んでいる。</p> <p>【課題】 ・参加者の取り組み意識の醸成。</p> <p>[仁淀川町SCM] 【現状分析】 ・協定取引に向けて、地域内事業者(3社)から開始予定。 ・共有システム導入に向けた入力情報の整理が進められている。 ・コーディネーターにより、協定取引等に関する諸条件の整理を開始。</p> <p>【課題】 ・システムを効果的に活用していくための協定取引に向けて、コーディネーターを中心とした関係者間の一層の合意形成が必要。 ※価格決定方法や単価固定期間など ・協定に基づく原木の安定供給に向けた事業地の調整や生産拡大</p>	<p>[全体] 【R4年度後半に向けて】 ・「高知県SCM推進フォーラム(全体会)」 全体研修会・意見交換会の開催による情報共有。</p> <p>[四万十町SCM]、[安芸SCM] 【R4年度後半に向けて】 ・新たな取り組みがスタートしたところであり、高知県木材協会、市町村、管内事業者との連携による地域毎の実情に応じたSCMの構築。</p> <p>[仁淀川町SCM] 【R4年度後半に向けて】 ・コーディネーターを中心として関係者の合意形成を進め、完成度の高いシステムの運用を目指す。 ・4-4半期から協定取引を施行できるように合意形成に向けて支援。 ・仁淀川町森林管理推進協議会へ参加し、協定取引及び共有システムの導入に向けた課題解決の支援。</p> <p>【次年度に向けて】 ・システムの運用や地域内木材流通の拡大に向けて見えてきた新たな課題解決への指導・提案。 ・共有システム及び協定取引の円滑な運用に向けた支援。</p>

連携テーマのプロジェクトの目標の達成に向けた確認資料

プロジェクト名	グリーンLPガスプロジェクト
プロジェクトマネージャー	林業振興・環境部 副部長(総括) 武藤 信之
関係部局	林業振興・環境部、水産振興部、産業振興推進部、 商工労働部、危機管理部

目指す姿	高知県の木質バイオマスやマリンバイオマス(海藻等)資源を活用した、グリーンLPガスの地産地消(R10年度までに製造技術及び資源供給システムを確立し、R10年度以降の社会実装を目指す)
	(第4期計画) 関係者の意見を集約した構想の作成(R5)

◆目標の達成に向けた進捗状況等

項目	実施主体	【P (Plan)】		【D (Do)】	【C (Check)】		【A (Action)】
		R4年度 目標	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況		
					R4年度現状	現状分析	
グリーンLPガスの材料となる木質バイオマス、マリンバイオマス資源の供給システムの構築	【県】 木材増産推進課、木材産業振興課、水産政策課、産学官民連携・起業推進課 【民間事業者】 林業関係の事業者 【市町村】		<p>○ 木質バイオマスの供給体制構築 ・未利用バイオマスの賦存状況の調査・コスト分析手法の検討※ ⇒(1)森林組合連合会・木材協会へのヒアリング(5月～7月) ⇒(2)林業関係者等へのヒアリング(又はアンケート調査)(7月～11月) ⇒(3)(1)、(2)のヒアリングを踏まえた調査手法・コスト分析手法の検討(10月～3月) ※詳細な調査分析は令和5年度に実施</p> <p>○ マリンバイオマスの供給体制構築 ・藻場の実態調査(R4年度～R5年度)(水産振興部) ・高知大学農林海洋科学部へのヒアリング(養殖の可能性の検討) ⇒(1)養殖の適地検討に関するヒアリング(7月) ⇒(2)養殖(海洋、陸上含む)に適する品種に関するヒアリング(8月) ⇒(3)養殖(海洋、陸上含む)に係るコスト把握のためのヒアリング(11月)</p>	<p>○木質バイオマス 【5月】森林組合連合会へのヒアリング実施。未利用材、業界の現状について聞き取りを実施。</p> <p>○マリンバイオマス 【7月】高知大学農林海洋科学部へのヒアリング実施。現状の研究進捗を確認。 【9月】(1)(2)(3)に関して、水産振興課との協議を実施。R5年度基本構想策定に向けた取組の方向性について確認。</p> <p>【今後の実施予定】 ○セミナーの開催(11/17) ・グリーンLPガスとは ・生産技術に関する研究について ・グリーンLPガスの可能性について</p>	<p>R4年度現状</p> <p>セミナー開催数 5月に1回開催 延べ参加人数78名</p>	<p>現状分析</p> <p>○木質バイオマス たんころや枝葉、樹皮などの活用について、関根教授と協議を開始。森林総合研究所に、賦存量や搬出コストの計算方法について相談中。</p> <p>○マリンバイオマス 安定供給に必要なと見込まれる量の藻は、既に海洋等にある賦存量のみでまかなうことは困難であり、養殖等を行う必要があることを確認。</p>	<p>見直しの方向性</p> <p>○木質バイオマス 今後、バイオマス燃料等の需要の拡大が想定され、たんころや枝葉、樹皮などの活用も必要となってくる。ただし、それらの搬出に当たっては人手の確保等に難がある現状を把握したことから、搬出コストや、人手の確保の方法についても基本構想に盛り込む方向で検討を行う。</p> <p>山から搬出される木の全体の流れを踏まえて、樹種ごとのセルロースの量を整理し、必要となる木材の量を整理することが必要。</p> <p>○マリンバイオマス 陸上養殖や新たな養殖場の作成を前提とした、供給体制構築への取組を進める方向で検討を行う。</p>
グリーンLPガスの生産に向けた県内事業者の育成又は誘致	【県】 企業誘致課、環境計画推進課 【民間事業者】 LPガス製造に関心のある事業者	<p>テーマ別勉強会・セミナーの開催 計3回開催 延べ参加人数 100名以上</p> <p>グリーンLPガスプロジェクト推進会議 議員数 50者</p> <p>全国大手元売り、関係者へのヒアリング回数 50回</p>	<p>○生産体制の構築 ・推進会議員の中で、製造・販売のテーマに興味を示してもらった事業者へのヒアリングを実施(随時実施) ・ガス製造プラントで必要となる技術等の整理(8月)(既存技術で対応可能かどうか)</p> <p>○木質系、マリン系バイオマスの前処理で必要となる水熱処理技術開発に関する高知県としての参画可能性の検討 ・高知大学へのヒアリング ⇒(1)研究内容の全容に関するヒアリング(6月) ⇒(2)グリーンLPガス生産に必要なプラントの内容に関するヒアリング(7月) ⇒(3)高知県としての参画可能性に関する協議(7月)</p>	<p>○参画可能性の検討 【7月】高知大学農林海洋科学部、理工学部へのヒアリング実施。資源調達からガス製造、販売の流れの中で、県内事業者が取り組める可能性がある項目について協議。</p> <p>【9月】関根教授(高知県グリーンLPガスプロジェクト推進会議 会長)に、研究進捗を確認。</p> <p>【今後の実施予定】 ・現在、公設試の参画の可能性あるかを、これまでの研究実績をもとに関根教授が確認中。今後、可能性があれば、県・関根教授・公設試で協議を行う予定。</p>	<p>グリーンLPガスプロジェクト推進会議 ・会員数 18者 【テーマ別内訳】 ・木質系 13 ・マリン系 7 ・製造販売系 11(重複有)</p> <p>全国大手元売りへのヒアリングは実施済。</p> <p>上記含む関係者へのヒアリングは7回実施済 ・森林研究所 ・森林組合 ・高知大学 ・関根教授 ・アストモス ・水産振興部 ・県LPガス協会</p>	<p>○県内事業者の参画可能性 前処理工程(木や、藻を乾燥させ、すりつぶす工程。バイオマスを食べやすい状態にする)において、参画の可能性はある。</p>	<p>○参画可能性の検討 本県におけるメリットの創出に向けて前処理工程における技術的優位性確保の可能性等について検討を進める。 また、事業者に協力を仰ぐために必要となる、事業者メリットについてもプロジェクトの中で明確化していく方針。</p>
高知県産グリーンLPガス販売事業者の確保	【県】 環境計画推進課、消防政策課 【民間事業者】 (一社)高知県LPガス協会		<p>○販売体制の把握 ・グリーンLPガスを県内で生産することとなった際の、販売ルートなど、商習慣上想定される課題の整理 ⇒関係事業者(高知県LPガス協会)へのヒアリング(5月) ・グリーンLPガスに関する大手事業者の動向の把握 ⇒全国大手元売り事業者へのヒアリング(グリーンLPガス製造に関する意向調査も含む)(7月)</p>	<p>○販売体制の把握 【5月】高知県LPガス協会へのヒアリングを実施。商慣行や、業界の現状について聞き取り 【8月】東京にて全国大手元売り事業者へのヒアリングを実施。グリーンLPガス製造に関する意向を確認。</p>		<p>○販売体制の把握 県内事業者は、大手元売りから購入したガスを各エリアごとに設置された充填所でプロパンに充填し、販売している現状を確認。 大手元売りは複数社が競合しており、大手複数社と取引を行う県内事業者も多い現状を把握。</p>	<p>○販売体制 県内事業者に対し、グリーンLPガスに関する理解を促進する。社会実装段階になった際に、スムーズにグリーンLPガスの販売が行えるよう、まずは、セミナー等を定期的に開催する方針を継続。</p>
木質バイオマス、マリンバイオマス資源からグリーンLPガスを生成するための新触媒の開発	【大学】 早稲田大学、高知大学		<p>○技術開発 ・R10年度の技術確立を目指し、ラボレベルでの研究を開始(R4年度～(環境省プロジェクト)) ・新たな触媒の開発 ・水熱処理技術の開発</p> <p>○テーマ別勉強会・セミナーの開催</p>	<p>【7月】本体研究の内、水熱処理分野を主として担う、高知大学農林海洋科学部、理工学部へのヒアリング実施。現状の研究進捗を確認。</p> <p>【9月】関根教授(高知県グリーンLPガスプロジェクト推進会議 会長)に、研究進捗を確認。</p>		<p>○技術開発 現状は、新たな触媒の開発に向けて、純粋セルロース試薬から、(外部水素を使用せず)LNGを生成することについて、その過程・原理を解明し、反応効率を上げる研究を行っているという現状を把握。</p>	<p>○技術開発 研究の進捗を把握しつつ、県内でのグリーンLPガスに関する、PR、周知、勉強会等を行う方針を継続</p>

連携テーマのプロジェクトの目標の達成に向けた確認資料

プロジェクト名	土佐材輸出拡大プロジェクト
プロジェクトマネージャー	林業振興・環境部 副部長 谷脇 勝久
関係部局	林業振興・環境部、土木部

目指す姿	日本国内における主要な木材の需要先である住宅分野については、少子化等の影響により、将来の住宅着工戸数が大きく減少することが懸念されており、新たな販路の開拓として輸出拡大への取組を推進し、林業・木材産業の振興につなげる。
	(第4期計画) 【県産材製品の輸出货量】 1.7千m3(R2) → 3.0千m3(R5)

◆目標の達成に向けた進捗状況等

項目	実施主体	【P (Plan)】		【D (Do)】	【C (Check)】		【A (Action)】
		R4年度目標	R4年度計画	R4年度の取り組み状況	現時点の進捗状況		見直しの方向性
					R4年度現状	現状分析	
アメリカ向け輸出の拡大	<p>【関係事業者】 高知米国市場開拓協議会</p> <p>【県】 木材産業振興課 港湾振興課</p>	<p>県産材製品の輸出货量2.8千m3(年間)</p> <p>*輸出事業計画(大臣認定)におけるR4のアメリカへの輸出計画量:800m3(高知米国市場開拓協議会会員企業(高知・徳島)の輸出計画量)</p>	<p>○大径材への対応</p> <p>・高知米国市場開拓協議会:大径材に対応した製材工場におけるアメリカ向け製材品の試作・生産(試作品の決定:6月、試作品の生産:7~8月、トライアル出荷の実施:9月)、大径材に対応する事業者の掘り起こしに向けた協議会への参加企業の拡大</p> <p>・木材産業振興課:事業者ニーズに応じた施設整備への支援、大径材に対応する事業者の掘り起こしに向けた協議会への参加企業の拡大</p> <p>○アメリカ市場の製材品規格への対応</p> <p>・高知米国市場開拓協議会:国内先行地視察、アメリカでの市場視察等によりニーズに合致した製材品の生産・輸出体制の整備を促進(国内先行地視察(広島・愛媛:7月、群馬・福島:9月)、アメリカ市場視察(10~11月))</p> <p>○航路の多様化の検討</p> <p>・木材産業振興課:ジェットロ等との連携による世界情勢の木材流通への影響等に関する情報収集</p>	<p>○大径材への対応</p> <p>・試作品の生産について、既存規格の製材品をインチサイズにカットする生産方法と原木採材からインチサイズにカットする生産方法の2つの方法について実証中(トライアル出荷手前の作業段階)</p> <p>・高知県内から新たに1社(令和4年4月)が高知米国市場開拓協議会に参加(計12社:高知県9社、徳島県3社)</p> <p>○アメリカ市場の製材品規格への対応</p> <p>・アメリカ向け製材品の生産状況を確認するため先行地視察実施:広島県(7/19)</p> <p>○航路の多様化の検討</p> <p>・コンテナによる輸出航路については、高知新港から目的の港へ向かう航路がないことから、水島からの輸出を予定</p>	<p>0.3千m3 R4.4月~7月</p> <p>*R4.8末現在、当協議会によるトライアル等輸出実績なし</p>	<p>前年同期比、86.1% *R3.4~7:345m3 → R4.4~7:297m3 (財務省貿易統計)</p> <p>○大径材への対応</p> <p>【現状分析】 当協議会参加事業者によるインチサイズへの対応の取組が進められているが、参加事業者の国内向け生産スケジュールとの調整等もあり、トライアル輸出は下半期実施の予定。 今後のトライアル輸出に向け、県内参加者における国内向け生産とのスケジュール調整が必要。</p> <p>【課題】 国内向け生産とのスケジュール調整とインチサイズへの対応。</p> <p>○アメリカ市場の製材品規格への対応</p> <p>【現状分析】 国内先行地については、新型コロナへの先行地各事業者の取組状況に配慮し1回に減じて実施(広島県)。現在、年内のアメリカ市場視察に向け、事務局において訪問先との調整等実施の段階。</p> <p>【課題】 アメリカ市場の変化等(金利上昇、円安進展、輸送コスト、新型コロナ対応等)を確認しながら、アメリカ視察実施に向けた準備を進める必要がある。</p> <p>○航路の多様化の検討</p> <p>【現状分析・課題】 高知新港からアメリカの目的港への航路がなく、他県からの航路を使用するほかない状況。</p>	<p>○アメリカ向け輸出の拡大</p> <p>【R4年度後半に向けて】 下半期においては、トライアル輸出に取り組むほか、高知米国市場開拓協議会によるアメリカ市場の調査・確認を目的とする視察に向けた調整及び視察実施。</p> <p>*輸出関連事項 韓国経済ミッション(10月)により、県内事業者の韓国における取引先への「知事のトップセールス」実施。</p> <p>【次年度に向けて】 高知米国市場開拓協議会において、令和4年度のトライアル輸出、アメリカ市場視察の結果を踏まえた製品の生産・輸出の取組を促進。</p> <p>*輸出拡大に向けた取組 引き続き韓国等、現在取引のあるエリアでの販売量拡大に向けた商談実施等への支援に取り組む さらに、輸出エリアの拡大に向け、令和3年の常設展示(3ヶ月間)・web商談の取組が、新型コロナ禍の中、十分な成果に至ることができなかった「台湾」について、検製品を中心とし再度のアプローチに向けた取組を促進</p>

連携テーマ	プロジェクト・取り組み名	目指す姿	現状と課題	令和5年度の取り組みの強化の方向性
グリーン化の促進	グリーンLPガスプロジェクト	高知県の木質バイオマスやマリンバイオマス（海藻等）資源を活用した、グリーンLPガスの地産地消を目指す	<p>①グリーンLPガスの材料となる木質バイオマス、マリンバイオマス資源の供給システムの構築 〈現状〉事業者へのヒアリングを実施 〈課題〉・今後、バイオマス燃料等の需要の拡大が想定され、たんころや樹葉、樹皮などの活用も必要となってくる。 ・山から搬出される木の全体の流れを踏まえて、樹種ごとのセルロース量を整理し、必要となる木材の量を整理することが必要。 ・マリンバイオマスは、既に海洋等にある賦存量のみで安定供給に必要と見込まれる量をまかなうことは困難。</p> <p>②グリーンLPガスの生産に向けた県内事業者の育成又は誘致 〈現状〉・高知大学、早稲田大学へ県内事業者の参画可能性検討のためのヒアリングを実施。 ・前処理工程(木や、藻を乾燥させ、すりつぶす工程。バイオマスを食べフード状にする)において、参画の可能性有り。 〈課題〉県内事業者の参画メリットが明確でない。</p> <p>③高知県産グリーンLPガス販売事業者の確保 〈現状〉・高知県LPガス協会、全国大手元売事業者へ販売体制を把握するためのヒアリングを実施。 ・県内事業者は、大手元売りから購入したガスを各エリアごとに設置された充填所でプロパンに充填し、販売している。 ・大手元売りは複数社が競合しており、大手複数社と取引を行う県内事業者も多い。 〈課題〉LPガス販売事業者におけるグリーンLPガスの認知度の低さ</p>	<p>①グリーンLPガスの材料となる木質バイオマス、マリンバイオマス資源の供給システムの構築 ○基本構想策定業務を委託し、事業計画策定に向けた取組を進める。 ・木質バイオマスは、たんころや、樹葉、樹皮の活用を前提とする。搬出に当たって必要な人役の計算確保の方法や、搬出コスト等、賦存量等について整理し、社会実装に向けた取組の強化を図る。 ・マリンバイオマスは陸上養殖や新たな養殖場の作成を前提として検討し、取組の強化を図る</p> <p>②グリーンLPガスの生産に向けた県内事業者の育成又は誘致 ・県内事業者に協力を仰ぐための事業者メリットの創出 ・高知県としての参画可能性の検討も行う。 （公設試等の既存研究成果の活用等） ・全国大手元売事業者等生産を担う事業者の誘致に向けたヒアリング等も継続して実施する。</p> <p>③高知県産グリーンLPガス販売事業者の確保 ・県内事業者に対し、グリーンLPガスに関する理解を促進する。 ・社会実装段階になった際に、スムーズにグリーンLPガスの販売が行えるよう、セミナー等を定期的開催する方針を継続。 （セミナー実施回数を増やす方向性で認知度の向上に向けた取組の強化を図る）</p>
	グローバル化の促進	土佐材輸出拡大プロジェクト	将来の国内需要の減少も見据え、新たな販路の開拓として輸出拡大への取組を推進し、林業・木材産業の振興につなげる	<p>【県産材製品の輸出量：1.3千m³（R3）、前年比78%】</p> <p>○高知米国市場開拓協議会の取組(アメリカ市場へのアプローチ) 〈現状〉・当協議会参加事業者による製品規格のインチサイズへの対応（原木サイズからの対応、製材品カットによる対応）に向けた取組実施（トライアル輸出は下半期） ・年内のアメリカ市場視察に向け調整実施中 〈課題〉・国内向け生産とのスケジュール調整とインチサイズへの対応 ・アメリカ市場視察に向けた現地情報の収集と調整</p> <p>* 輸出拡大に向けた課題 県内において輸出に取り組む木材関係事業者が少なく、輸出先も韓国、中国の特定企業との取引を基本とする状況から拡大できていない。同エリアでの新たな取引の拡大と合わせて、県内プレーヤーの増加やこれまで輸出実績のない（又は少ない）エリアへの販路開拓に取り組むことが必要</p>

※「スマート林業推進プロジェクト」については、各産業分野の取り組みに位置づけられているため、本シートには記載していない。

I 条例・指針の制定

【条例の制定】 (R3.3月)

背景

- 県を挙げて産業振興計画に取り組んできたが、同計画の対象以外の産業分野や同計画に関わらない事業者が存在
- 各産業分野(部局)ごとの取組(建設業活性化プラン、健康長寿県構想など)を推進してきたが、それぞれの取り組みについて、中小企業振興の理念や方向性を共有する仕組みがなかった

➔ **県内中小企業を今まで以上に振興していくため、理念や方向性を共有する条例**を制定(条例第12条)

「知事は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を総合的に推進するための指針を策定する」

【指針の制定】 (R4.3月)

ポイント

- 地域地域で県内中小企業等が、まずは**事業を継続**し、そのうえで**成長**が図られるよう、**施策や取組の方向性**を示す
- 事業継続に欠かせない**担い手の確保**とともに、成長につながる**デジタル化、グリーン化、グローバル化**について、**特に重点的に取り組む**

II 指針の概要

【施策の基本的方向】 (条例第11条)

中小企業等を取り巻く社会情勢や環境変化等に対応した、**具体的な15項目**に分類

【各業種に「共通」する県の支援のあり方(施策)】

- 中小企業等の自主的な経営の向上及び改善に**必要な情報を届ける**ことや「**意欲の喚起につながる仕掛け**」を講じ、そのうえで意欲や成長段階に応じた伴走支援を実施
- 事業者単体では取り組むことが困難な**需要の喚起や交流人口の拡大**に取り組む
- 経営資源に限りのある中小企業等に、**デジタル技術を活用した事業者同士の連携した取組を促進し支援**

＜指針における施策の基本的方向＞

項目	共通	個別	項目	共通	個別
① 経営基盤の強化・経営資源の確保	○		⑨ 資金供給の円滑化	○	
② 生産性の向上	○		⑩ 事業活動を担う人材の育成・確保	○	
③ 新たな技術、製品・サービス等の開発の促進		○	⑪ 働き方改革を進める雇用環境の整備の促進	○	
④ 知的財産の活用及び産学官の連携	○		⑫ 商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進		○
⑤ 創業・新たな事業の創出の促進		○	⑬ 地域の多様な資源と地場産業を活かした事業活動の促進		○
⑥ 事業の承継の円滑化	○		⑭ 脱炭素化などSDGs等の新しい課題への対応	○	
⑦ 中小・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進		○	⑮ 自然災害や感染症への対応の促進	○	
⑧ 地産外商の強化		○			

* 「個別」は、個別の業種に該当する施策の基本的方向を指す

III 指針への対応

1 施策を推進する県庁内の部局 = 3つの基本的な考え方

農・林・水・商工・観光等といった産業振興を担う部局だけでなく、**他の部局**においても、**許認可業務を含めて自部局の行政目的とその関わりのある「業」の継続・成長につながる振興策を積極的に検討し実行**していく → **全庁挙げて施策を推進**

1 産業振興計画や建設業活性化プランなどの**県計画等に基づき、現に各産業分野や業界の振興に取り組んでいる部局は、引き続きその関係業種を主管し施策を推進**

2 飲食店などの**許認可業務を所掌する部局は、その関係業種を主管し施策を推進**
(許認可業務を含め**省庁を所掌する部局が関係する「業」を主管**し、その維持・振興を図っていく)

3 バスやタクシーの運行など「**業**」に関わる**許認可権等は県にないものの、県民の福祉増進を図る行政目的の業務を所掌する部局は、その関係業種を主管し施策を推進**

産業振興センターやよろず支援拠点、商工会議所・商工会などの**産業支援機関やプラットフォームによる支援も活かして施策を推進**していく

2 推進体制

中小企業・小規模企業振興審議会(年2回開催)に向けて、指針に基づく施策の強化の方向性等を協議する**庁内の会議体**を設置し、指針の実効性を高めていく

【中小企業・小規模企業振興審議会】
(調整会議を経て開催)
* 下記開催月はR5以降の原則
(6月) 当年度の取組内容と前年度の進捗状況の確認
(10月) 上半期の進捗状況と、下半期・次年度に向けた強化の方向性の確認

【中小企業・小規模企業振興指針調整会議】
(庁内会議)
(役割) 指針に基づく施策の進捗状況の確認や強化の方向性等を協議

IV 指針全体を貫く目標の設定

指針全体を貫く目標として、**下記の3つ**を設定。この目標の実現と、指針を踏まえた施策の充実・強化に向けて取り組んでいく

【指針全体を貫く目標】 * 現指針を見直すR5年度と10年後をそれぞれ設定

1 **【指標】 事業所数** (E-リテック方法) 経済センサス、総務省レジスター統計により把握
【目標】 (R5) 32,310所 (10年後=R13) 30,500所
出発点: (R3) 32,839所 * R3経済センサス速報値 (R4.5月発表)

県人口と事業所数との間には高い相関関係が存在。その関係数式に、県版総合戦略における県人口の将来展望の数値を当てはめて算出
→ 働く場を確保し、地域社会や県民生活を守っていくためにも、県人口の将来展望と連動した事業所数を維持・確保していく

継続

2 **【指標】 1事業所当たりの付加価値額** (E-リテック方法) 同上
【目標】 (R5) 3,690万円 (10年後=R12) 仮 4,240万円 * 年率2.0%成長
出発点: (R2) 3,481万円 * R3経済センサス速報値 (R4.5月発表) 等を基に独自に推計

* 10年後の目標値は、R5.6月に発表予定のR3経セン結果(確報・産業横断的集計)に基づき、あらためて設定

企業等の付加価値は、利益・人件費・減価償却費から構成
→ 将来の設備投資や雇用拡大の原資として重要となる付加価値額の維持・拡大を目指す

成長

3 **【指標】 施策の満足度** (中小企業者版県政世論調査の実施)
(E-リテック方法) 事業者向けアンケートにより把握(2年に1回実施)
【目標】 (調査項目等を検討の上、R4年度中に設定)

全業種の中小企業等を対象に、**条例指針に基づく施策の総合的な満足度調査をR5年度から実施**
→ 各業種に対する施策のPDCA(チェック・アクション)に生かしていく

成長 継続

個別目標の設定 R4年度末を目途に**主要な施策の個別目標を設定**

高知県中小企業・小規模企業振興指針

令和4年3月

高 知 県

《 目 次 》

第1章 指針策定の趣旨

- 1 本県の中小企業・小規模企業の現状と課題について
- 2 高知県中小企業・小規模企業振興条例について
- 3 高知県中小企業・小規模企業振興指針について

第2章 施策の基本的方向

【施策における支援のあり方】

基本方針1 「経営基盤の強化」及び「経営革新の促進」

- ①経営基盤の強化及び経営資源の確保
- ②生産性の向上
- ③新たな技術、製品及びサービス等の開発の促進
- ④知的財産の活用及び産学官の連携

基本方針2 「創業の促進」及び「事業承継の円滑化」

- ⑤創業及び新たな事業の創出の促進
- ⑥事業の承継の円滑化
- ⑦中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進

基本方針3 「販路等の拡大」

- ⑧地産外商の強化

基本方針4 「資金供給の円滑化」

- ⑨資金供給の円滑化

基本方針5 「人材育成及び確保」

- ⑩事業活動を担う人材の育成及び確保
- ⑪働き方改革を進める雇用環境の整備の促進

基本方針6 「地域の活性化や地域の多様な資源の活用の促進」

- ⑫商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進
- ⑬地域の多様な資源及び地場産業を活かした事業活動の促進

基本方針7 「環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応の促進」

- ⑭脱炭素化をはじめとするSDGs等の新しい課題への対応
- ⑮自然災害や感染症への対応の促進

第3章 指針に基づく施策の推進

- 1 推進体制について
- 2 県民理解の促進について
- 3 「高知県中小企業・小規模企業振興審議会」における検証について
- 4 指針の見直しについて

第1章 指針策定の趣旨

1. 本県の中小企業・小規模企業の現状と課題について

本県の中小企業・小規模企業（以下「中小企業等」という。）は、企業数の99.9%、従業者数の91.9%と県内企業の大部分を占め、ものづくりやサービスの提供、農林水産物の出荷などを通じて県経済の活性化や雇用の創出に大きな役割を果たしています。

また、中小企業等は業種、規模、経営方針やビジネスモデルも多種多様であり、様々なサービスや就業の機会を提供することで、地域社会や県民生活を支えるなど、本県にとって欠かすことのできない重要な存在です。

しかしながら、全国に先駆けて人口減少・高齢化社会に突入した本県においては、人口減少によるマーケットの縮小や後継者不足に呼応する形で、企業数、従業者数ともに減少しています。

企業数等の減少は、消費低迷等による本県経済規模の縮小に拍車をかけるとともに、地域における十分なサービスの提供や雇用の維持ができなくなるなど、県経済及び県民生活に深刻な影響を及ぼします。

こうした影響の解消に向けては、中小企業等の安定した事業継続及び多様で活力ある成長はなくてはならない視点であり、今まで以上に中小企業等の振興が求められる状況になっています。

企業数

区分	平成 26 (2014) 年①		平成 28 (2016) 年②		対比 ②-① (増減率)	
		構成比		構成比		
中小企業	26,373 社	99.9%	24,997 社	99.9%	△1,376 社	△5.2%
うち小規模企業	23,326 社	88.4%	22,054 社	88.1%	△1,272 社	△5.5%

資料：中小企業白書（2019年版）

従業者数

区分	平成 26 (2014) 年①		平成 28 (2016) 年②		対比 ②-① (増減率)	
	人数	構成比	人数	構成比	人数	増減率
中小企業	173,284 人	89.1%	164,103 人	91.9%	△9,181 人	△5.3%
うち小規模企業	73,800 人	37.9%	70,150 人	39.3%	△3,650 人	△4.9%

資料：中小企業白書（2019年版）

【中小企業等の定義】

日本標準産業分類で指定している下記の業種を対象とする（事業を営む会社又は個人）

A 農業、林業	G 情報通信業	M 宿泊業、飲食サービス業
B 漁業	H 運輸業、郵便業	N 生活関連サービス業、娯楽業
C 鉱業、採石業、砂利採取業	I 卸売業、小売業	O 教育、学習支援業
D 建設業	J 金融業、保険業	P 医療、福祉
E 製造業	K 不動産業、物品賃貸業	Q 複合サービス業※ ※うち農林水産業協同組合は対象外
F 電気・ガス・熱供給・水道業	L 学術研究、専門・技術サービス業	R サービス業（非営利的団体等他に分類されないもの）※ ※うち政治団体、宗教、外国公務は対象外

公序良俗に反する事業、暴力団又は暴力団と関係がある中小企業等による事業は対象外とする

《参考》

中小企業基本法における「中小企業者」「小規模企業者」の定義

●中小企業者

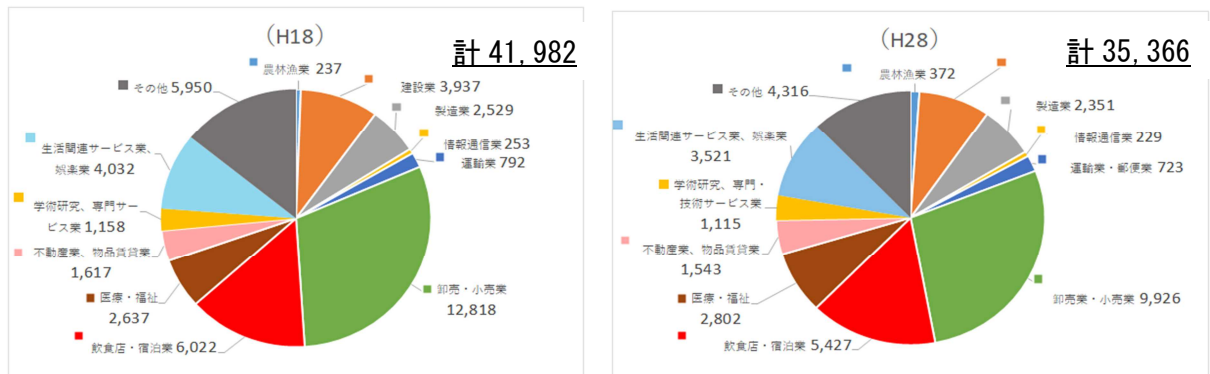
中小企業者の範囲は、次表のA、または、Bのいずれかに該当する者としてします。

主たる事業として以下の事業を営む会社又は個人	A 資本金または出資総額	B 常時使用する従業員数
1 製造業、建設業、運輸業その他業種 (2から4までの業種を除く。)	3億円以下	300人以下
2 卸売業	1億円以下	100人以下
3 サービス業	5,000万円以下	100人以下
4 小売業	5,000万円以下	50人以下

●小規模企業者

小規模企業者とは、中小企業者のうち、おおむね常時使用する従業員数が20人（商業・サービス業（宿泊業及び娯楽業を除く。）は5人）以下のものとしてします。

【事業所数の推移】



資料：高知県統計書

H18 調査と H28 調査では下記 2 点で調査方法が異なるため、単純に比較することは適切ではないものの、「農林漁業」「医療・福祉」以外の産業分野では事業所数が減少している。

- (1) 商業・法人登記等の行政記録を活用して、事業所・企業の補足範囲を拡大
- (2) 本社等の事業主が支所等の情報も一括して報告する本社等一括調査を導入

農林漁業	H18 237 事業所	→	H28 372 事業所	(+57.0%)
建設業	H18 3,937 事業所	→	H28 3,041 事業所	(△22.8%)
製造業	H18 2,529 事業所	→	H28 2,351 事業所	(△7.0%)
卸売・小売業	H18 12,818 事業所	→	H28 9,926 事業所	(△22.6%)
宿泊業・飲食サービス業	H18 6,022 事業所	→	H28 5,427 事業所	(△9.9%)
医療・福祉	H18 2,637 事業所	→	H28 2,802 事業所	(+6.3%)

2. 高知県中小企業・小規模企業振興条例について

本県では、これまで「産業振興計画」「日本一の健康長寿県構想」「建設業活性化プラン」「中山間総合対策」「南海トラフ地震行動計画」などの各種計画等の推進や、様々な施策を実施することで、幅広く経済の活性化や県民生活の維持・向上に取り組んできたところです。

そうした取組により、人口減少下でも拡大する経済へと構造を転じつつあるなど、様々な成果が現れてきました。

しかしながら、これまでの各種計画の取り組みではフォローし切れていない産業分野があることや、各産業分野ごとの計画等には、中小企業振興の理

念や方向性を共有する枠組が無いという課題がありました。

そうした課題に対応し、地域における経済活動や活力の維持・向上を図るため、高知県中小企業・小規模企業振興条例（以下「条例」という。）が令和3年3月に制定されました。

3. 高知県中小企業・小規模企業振興指針について

（1）考え方

条例では、知事は中小企業等の振興に関する施策を総合的に推進するための「指針」を、策定することとしています。

県内中小企業等を取り巻く経営環境は、今般の新型コロナウイルス感染症の世界的流行はもとより、インターネット環境やIT技術の普及、地球温暖化、国内マーケットの縮小、人手不足や事業承継問題など多岐にわたり、また複雑化しています。

指針はこれらの課題に対応して、「地域地域で中小企業等が、まずは事業を継続し、そのうえで成長が図られるよう、取り組む方向性」を示すものです。

中でも、事業継続に欠かせない担い手の確保とともに、成長につながるデジタル化、グリーン化、グローバル化については、特に重点的に取り組んでいきます。

（2）進め方

条例では、中小企業等を振興するために普遍的かつ一般的な7つの「基本方針」を定めていますので、指針ではこの「基本方針」を念頭に置いたうえで、社会情勢や環境変化等に対応した具体的に取り組むべき方向性を示します。指針は、外部有識者で構成する高知県中小企業・小規模企業振興審議会（以下「審議会」という。）の意見等を踏まえ、次に掲げる15の「施策の基本的方向」を定めています。

今後、この指針に基づき、審議会において県の施策を定期的に検証すると

ともに、県では、検証結果を踏まえて施策を推進します。

また、指針に基づく施策を、まずは令和6年3月まで実施したうえで、これを総括し、指針の見直しを行います。

なお、毎年、施策を検証する中で、指針の見直しが必要となる場合には柔軟に対応します。

第2章 施策の基本的方向

【施策における支援のあり方】

中小企業等の継続・成長を実現していくためには、条例第5条に規定されている様に、中小企業等による自主的な経営の向上及び改善が前提となります。

中小企業等の自主的な経営の向上及び改善に必要な情報を届けることや、意欲の喚起につながる仕掛けが必要です。そのうえで、支援にあたっては、中小企業等の意欲や規模、成長段階に応じた伴走支援を行っていくことが重要です。

また、事業者単体では取り組むことが困難な需要の喚起や、交流人口の拡大などに取り組むことも重要です。

その際には、経営資源に限りのある中小企業等においては事業者間のつながりによる事業展開も有効な手段となることから、デジタル技術を活用した事業者同士の連携した取組も促進・支援していく必要があります。

- ・セミナー、講演会等による普及啓発
- ・相談窓口の設置等による相談体制の充実
- ・関係機関と連携した事業者の意欲や規模、成長段階に沿った伴走支援
- ・需要の喚起や交流人口の拡大
- ・デジタル技術を活用した事業者同士の連携した取組の促進・支援

[基本方針1 中小企業・小規模企業の経営基盤の強化及び経営の革新を促進
すること（条例第11条第1項）]

① 経営基盤の強化及び経営資源の確保

中小企業等が成長・発展を続けていくためには、自社が要する経営資源（人材、資金、設備等）を的確に把握し、確保・活用していくことが重要です。

そのためには、事業戦略や経営計画等（以下「戦略等」という。）を策定し、これらを着実に実行していくことが求められます。これまでの取組により、各産業分野における戦略等の策定が一定進んできておりますが、今般のコロナ禍により企業を取り巻く環境は大きく変化しつつあり、戦略等の見直しを図る必要性も出ております。

このため、県では、ウィズコロナ・アフターコロナも見据えた、戦略等の策定・見直し・実行に各産業分野で取り組みます。

- ・戦略等の策定・見直し・実行
- ・地域公共交通計画等に基づく運行維持や施設整備支援
- ・地域スポーツハブ展開事業計画に基づく自立促進支援

② 生産性の向上

担い手が減少する中、中小企業等が地域地域で事業を継続していくため、また、国内外の市場において「外商」のさらなる推進を目指して競争力を強化するためにも、継続的に業務の効率化や省力化を進めることが必要です。

また、例えば、増加する介護需要に対しても、担い手不足の中で介護の質を維持・向上し、介護施設が地域での役割を継続的に果たしていくために、業務改善に向けた課題の分析と実践による業務の切り分けやデジタル技術の活用による業務効率化・省力化を進めることが必要です。

このため、県では、関連支援機関との連携強化や外部アドバイザーの積極的活用、デジタル技術の活用を促進することなどにより中小企業等の生産性の向上に取り組みます。

- ・課題の分析等による実践力の強化、改善活動の定着
- ・継続的な改善に向けた働きかけ
- ・モデル事例の創出と横展開
- ・デジタル技術の活用
- ・建設や介護等現場における ICT 機器等の導入・活用研修の実施等による技術向上への支援

③ 新たな技術、製品及びサービス等の開発の促進

少子高齢化の進行や価値観の多様化による市場ニーズの変化に加え、持続可能な社会の実現に向けた脱炭素化をはじめとする SDGs の達成に向けた取り組みが進展するなど、中小企業等を取り巻く環境は大きく変化しつつあります。

こうした状況において、中小企業等が事業を持続・成長していくためには、市場の変化に応じた新たな製品や技術、サービス等（以下「製品等」という）を継続的に開発することが必要です。

このため、県では、関係機関と連携し、社会環境の変化などを捉えながら、市場のニーズに応じた新たな製品等の開発支援に取り組みます。

また、農業や製造業、サービス業と連携し、デジタル技術を活用しながら各分野の課題解決に資する新たな仕組の構築に取り組みます。

- ・新たな製品等の開発に向けた異業種連携の促進
- ・多様化するニーズを学べる機会の創出
- ・製品等企画書の作成支援
- ・補助金、融資等による円滑な資金調達の実現
- ・関係機関と連携した支援の実施
- ・デジタル技術を活用した新たな製品等の開発
- ・各分野の課題解決等につながる新たな仕組の構築
- ・社会福祉施設や NPO 法人等が行う地域の課題解決に向けた新たなサービスの創出支

援

④ 知的財産の活用及び産学官の連携

インターネット環境の充実等により事業活動が国内外に拡大したことにより競争が激化しています。また、市場ニーズの多様化や変化のスピードが速まる中、中小企業等が自社だけで革新的な製品等を開発することが困難になってきています。産学官のそれぞれが持つ研究成果の普及促進を図り、取得した知的財産の活用を促進するとともに、関係者の知的財産への理解を深めることが重要です。

このため、県では、大学等との共同研究や他企業などとの連携による市場ニーズに即した製品等の開発支援に取り組む等、産学官連携をより一層促進します。

- ・産学官それぞれの関係者の知的財産への理解の促進
- ・取得した知的財産の戦略的な活用の促進
- ・産学官それぞれが持つ研究成果の共有と活用（製品等の開発含む）

[基本方針2 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること（条例第11条第2項）]

⑤ 創業及び新たな事業の創出の促進

人口減少が進む中、地域に必要なサービスを維持していくため、「地産」「外商」の成果をより力強い「拡大再生産」の好循環につなげていくためにも、常に中小企業等による新しい挑戦が生まれ続けることが重要です。

また、コロナ禍が長期化し、当面の需要や売上の回復が期待しがたい中、ウィズコロナ・アフターコロナ時代における社会・経済構造の変化に対応するために、新分野への進出や業態転換等、事業再構築の検討も必要です。

このため、県では、継続的に新たな挑戦が行われる環境を整え、創業や新たな事業の創出支援に取り組めます。

- ・新たなビジネスプランの作成支援
- ・補助金、融資等による円滑な資金調達の実現
- ・創業者への伴走支援
- ・新たな事業の創出等に関する相談機能の強化
- ・異業種交流の促進

⑥ 事業の承継の円滑化

中小企業等が培った技術や人材を次の世代に引き継いでいくことは、地域経済の維持・発展のために重要です。全国に先駆けて人口減少・高齢化社会に突入した本県においては、経営者の平均年齢が全国的に見ても高いことや、コロナ禍において、黒字であるにも関わらず廃業を選択する中小企業等も出てきていることなどから、事業承継は喫緊の課題です。事業承継は後継者探しをはじめ、社内体制の整備や財務の見直し等、対応すべきことは多く、準備を早く始める必要があります。また、承継に係る手法によっては専門知識が必要となる場合もあります。

このため、県では、関係機関と連携しニーズ等の掘り起こしからアフターフォローまで切れ目なく一貫支援をすることにより、円滑な事業承継につながるよう取り組みます。

- ・売り手と買い手双方の掘り起こし
- ・後継者の有無等に関する事業者の実態把握
- ・経営者への事業承継に係る意識づけ
- ・売り手と買い手のマッチング
- ・資金面での支援

[基本方針 2 中小企業・小規模企業の創業の促進及び事業の承継の円滑化を図ること (条例第 11 条第 2 項)]

[基本方針 3 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること (条例第 11 条第 3 項)]

⑦ 中小企業・小規模企業の振興に資する企業誘致の推進

域外からの企業の進出は当該分野の生産額及び雇用される従業員数の直接的な増加だけでなく、県内中小企業等にとって新たな取引の開始や、これまで県外で行っていた工程を県内で行うことができるようになるなど、様々な形の相乗効果が期待されます。

このため、県では、引き続き企業誘致の受け皿となる安全・安心で利便性の高い工業団地等の継続的な開発や誘致に係る支援制度の充実に努め、中小企業等の振興につながる企業誘致に取り組みます。

- ・安全・安心で利便性の高い工業団地等の継続的な開発の推進
- ・誘致支援制度の充実
- ・安定的な雇用の創出や地域経済の活性化につながるコンテンツ産業等の魅力ある企業の誘致

[基本方針 3 中小企業・小規模企業の販路等の拡大を図ること (条例第 11 条第 3 項)]

⑧ 地産外商の強化

全国に先駆けて人口減少・少子高齢化が進行し、県内市場が縮小を続ける中、本県経済の活性化を図るため、これまでに「外商」できるモノやコトを増やす「地産」と、活力ある県外市場に打って出る「外商」の推進に取り組んできた結果、人口減少下においても拡大する経済へと構造転換しつつあります。しかしながら、今般のコロナ禍のように、社会・経済構造は絶えず変化しています。

このため、県では、こうした変化を的確に捉え、デジタル技術も活用しながら、新たなニーズに対応する「地産」の強化を図ります。また、全国においても

人口減少や少子化、高齢化が進行することが見込まれることから、海外にも目を向けた輸出や観光客誘致の取り組みを強化します。

- ・ 県産品やものづくり製品の情報発信の強化
- ・ 国内外見本市・展示会への出展
- ・ 外郭団体やコーディネーターによる外商支援
- ・ 海外事務所やレップ（※）と連携した海外展開

（※）海外での現地代理パートナー

- ・ 新たな製品等の開発や販路開拓に向けた異業種連携の促進
- ・ 新たなターゲットの掘り起こし
- ・ 地域資源の磨き上げと効果的なプロモーション

[基本方針4 中小企業・小規模企業に対する資金供給の円滑化を図ること (条例第11条第4項)]

⑨ 資金供給の円滑化

資金力が十分でない中小企業等にとって、事業活動に必要な資金が円滑に供給されることは重要です。経営の安定や成長・発展のため、自然災害・経済危機・感染症の流行などの危機管理のためといった様々な段階・事象によるニーズがあることから、状況に応じた円滑な融資制度等を構築する必要があります。

このため、県では、中小企業等のニーズを把握し、機動的に対応することで、事業活動に必要な資金の安定的で円滑な供給を図ります。

- ・ 中小企業等の資金ニーズの把握
- ・ 状況に応じた融資制度等の創設・見直し
- ・ 経営安定のための基金造成
- ・ クラウドファンディングの活用検討

[基本方針5 中小企業・小規模企業の人材育成及び確保を図ること

(条例第11条第5項)]

⑩ 事業活動を担う人材の育成及び確保

県内のあらゆる分野の中小企業等が事業を継続・発展させていくためには、担い手となる人材の育成と確保が重要です。

今後、少子高齢化による人口減少がさらに進行していく中で、ますますその重要性は高まってきます。

このため、県では、学校教育の段階からの人材育成等や県外からのUIJターンを含めた人材確保の支援に取り組みます。あわせて、女性・高齢者・障がい者・外国人・就職氷河期世代等の多様な人材が活躍できるような職場環境整備を推進します。

- ・ 学校教育段階での職業観の醸成
- ・ 人材確保のための奨学金制度の活用
- ・ 職業能力の開発、職業相談の実施、職場体験の実施
- ・ 専門分野における資格取得支援
- ・ 様々な媒体を活用した魅力発信
- ・ 県外学生を含めた若者への企業情報の発信
- ・ 各分野の人材確保支援
- ・ UIJターンによる人材の確保
- ・ 有資格者等の再就職支援
- ・ リスキリングによる新たなスキルや知識の習得
- ・ OJT やリカレント教育による人材育成
- ・ 研修会等を活用した異業種交流の促進
- ・ 女性や外国人など多様な人材が多様な働き方により活躍できる職場環境づくりの促進
- ・ 農福連携等の産業間連携による担い手の確保

⑪ 働き方改革を進める雇用環境の整備の促進

全国に先駆けて少子高齢化・人口減少が進行している本県においては、多様な人材が活躍できる雇用環境を整備し「働きやすさ」を確保したうえで、さらに「働きがい」を高めて従業員の確保・定着につなげる必要があります。

このため、県では、誰もが「仕事」と「仕事以外の生活」の調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方の実現に向け、ワークライフバランスの取り組みを推進します。

特に、デジタル技術の活用は多様な働き方の実現に効果があると考えられることから、テレワーク等の活用を推進します。

また、本県では、働き盛りの男性の死亡率が全国に比べて高いことから、従業員の健康管理を重視した健康経営の取り組みを推進します。

- ・働き方改革を進めるための意識の醸成
 - ・業務改善に向けた研修の実施
 - ・高知県建設業働き方改革等支援アドバイザー等による支援
 - ・企業の体制づくり・人づくりへの支援
 - ・働き方改革に取り組む企業の広報や優良事例の横展開
 - ・多様な働き方につながるデジタル技術の活用促進（テレワーク等）
 - ・電子申請をはじめとするデジタル技術の活用促進
 - ・ノーリフティングケア（※1）の普及や高知県福祉・介護事業所認証評価制度（※2）を通じた魅力ある職場づくりの推進
- （※1）「持ち上げない・抱え上げない・引きずらない」介護する側・される側双方に優しいケア
- （※2）福祉・介護職員の育成や定着、利用者満足度の向上につながるものが期待される項目について県が一定の基準を定め、基準を満たしている法人（事業所）を認証する制度
- ・スポーツ機会の充実等による健康経営に向けた取組への支援
 - ・行政サービスのデジタル化による事務の効率化やサービス向上

[基本方針6 中小企業・小規模企業の振興を通して、地域の活性化や地域の多様な資源の活用を促進すること（条例第11条第6項）]

⑫ 商店街等の振興を通じた地域の活性化の促進

暮らしを支え、人々が交流する商店街等は、地域のコミュニティや地域経済の活性化に大きな役割を果たしています。しかしながら、人口減少により中山間地域で商業機能が衰退し、また、市街地でも空き店舗が増加するなど空洞化が進んでいます。地域の賑わいや利便性を確保していくためには、今いる地域事業者の活性化と、空き店舗を活用した新規出店等による新陳代謝を図ることが必要です。

このため、県では、商店街等の振興計画や個々の事業者の経営計画の策定・実行を伴走支援するとともに、その加速化に取り組みます。

- ・商店街等振興計画の策定・実行に対する伴走支援
- ・事業者の経営計画の策定・実行に対する伴走支援
- ・地域の生活を支える商業機能の維持

⑬ 地域の多様な資源及び地場産業を活かした事業活動の促進

本県には農林水産品の一次産業資源をはじめ、地域地域に多様な資源や地域に根ざした伝統があります。これらは本県の強みであり、地域の活性化のためにそれらを持続的に発展させ活用していくことが必要です。

このため、県では、担い手確保や市場ニーズ等に対応した製品等の開発・磨き上げを促進し、海外市場も見据えた外商活動を展開していくことなどにより、本県の豊かな地域資源や伝統ある地場産業の活性化に取り組みます。

- ・歴史・食・自然環境を生かした観光資源の掘り起こし・磨き上げ
- ・技術の継承、後継者の確保
- ・異業種交流や交流人口の拡大によるニーズ把握の機会の創出
- ・アドバイザー等を活用した商品開発・磨き上げ

- ・効果的な情報発信
- ・新たな販路、サービス提供手法の開発・促進

[基本方針7 中小企業・小規模企業の環境変化への適応の円滑化及び災害等への対応を促進すること（条例第11条第7項）]

⑭ 脱炭素化をはじめとするSDGs等の新しい課題への対応

世界全体で脱炭素化をはじめとするSDGsの達成に向けた取り組みが進められており、中小企業等においても、SDGsで定める開発目標や2050年カーボンニュートラルを意識した対応が求められています。

また、絶えず変化する環境の中で、新たな課題が生まれることが想定されます。

このため、県では、脱炭素をはじめとするSDGsの理念等の中小企業等の理解を深めるとともに、今後生じる新たな課題に対して迅速な対応ができるよう支援していきます。

- ・SDGsの達成に寄与する商品造成や製品等開発の促進
- ・脱炭素化を目指した取組の推進
- ・公共交通機関利用促進等による環境負荷の低減
- ・国内外の動向の把握と業界への情報提供
- ・環境の変化による新たな課題への迅速な対応

⑮ 自然災害や感染症への対応の促進

東日本大震災や新型コロナウイルス感染症の感染拡大も経験し、県内の多くの中小企業等が、非常時においても事業を継続すること、また、減災対策を進めることが求められることとなりました。

このため、県では、様々なリスクに中小企業等が対応できるよう、事業継続計画（BCP）の策定や実効性を高める取組を加速していきます。

特に、多くの要配慮者が入所している施設については、個別訪問・個別相談

を実施するとともに、参考例を提供するなど、施設に寄り添った BCP の策定支援に取り組めます。

あわせて、中小企業等の減災対策をより一層進めていきます。

- ・ 中小企業等の規模や業態に応じた計画策定の促進
- ・ 訓練等を通じた実効性を高めるための取組支援
- ・ 耐震化や危険物撤去などの施設等整備の促進

第3章 指針に基づく施策の推進

1. 推進体制について

取組の主体となる中小企業等に加え、県や関係機関が相互に連携・協働し、「オール高知」で中小企業等の振興を目指します。

2. 県民理解の促進について

中小企業等は、地域経済の発展や雇用の確保に貢献するとともに、地域社会の担い手としても県民生活を支える重要な存在であることから、県広報媒体等を活用し、県民の理解を深めながら施策を推進します。

3. 「高知県中小企業・小規模企業振興審議会」における検証について

中小企業団体、各産業団体、有識者で構成される高知県中小企業・小規模企業振興審議会を毎年度開催し、施策の実施状況や成果、課題の検証を行います。また、この指針の実施状況については、毎年度、取りまとめのうえ、県ホームページを通じて公表します。

4. 指針の見直しについて

審議会から、指針に対するご意見をお聞きしながら、経済・社会情勢の変化を踏まえ、柔軟に内容の見直しを行い、中小企業等のニーズに即した効果的な施策を推進します。

追加資料 2

森の工場の実績 H27～R3

木材増産推進課

○搬出間伐の労働生産性

計画名	第3期産業振興計画					第4期産業振興計画		
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
搬出間伐 労働生産性(m ³ /人日)計画	3.35	3.40	3.45	3.50	3.60	3.70	3.90	4.10
搬出間伐 労働生産性(m ³ /人日)実績	3.52	3.27	3.31	3.59	3.75	4.11	4.24	

○生産性向上に向けた主な取り組み成果一覧表

木材増産推進課

		主な成果
取組内容	取組事業体数 実施年度	生産性向上
オートチョーカー導入 (搬出間伐での集材工程時間の短縮)	4事業体 H28、29、R2	搬出間伐スイングヤード集材（ワイヤースリング→オートチョーカー、集材距離 水平距離100m傾斜角17度） ・荷外し時間の短縮による集材工期の生産性が向上 【5.22m ³ /人日 → 5.36m ³ /人日（2.7%向上）】
ドローン導入 (架線集材の架設時間の短縮)	4事業体 H30、R元	・架線集材における架設時間を大幅短縮 (ロープ銃発射→ドローン牽引、支間長：水平距離680m、高低差300m) 【1日/3人 → 半日/3人（50%短縮）】
ドローン導入 (再造林の苗木運搬時間の短縮)	2事業体 H30、R元	・再造林における苗木運搬時間の短縮 (特装车運搬+人肩運搬→ドローン運搬、運搬距離：水平距離170m) 【2.37人日/ha → 0.56人日/ha（1.81人日/haの減）】 運搬重量：ドローン5kg(40本)、人肩10kg(80本)
繊維ロープ導入 (集材工程の短縮)	5事業体 H29、30、R2	・列状間伐スイングヤード集材（ランニングスカイライン）作業の短縮 索張り距離75m(斜距離)、集材距離7～85m、地山勾配35度 【5.81m ³ /人日 → 6.65m ³ /人日（14.5%向上）】
フェラーバンチャザウルスロボによる 作業道開設	3事業体 H30、R元、R3	・作業道開設における従来のチェーンソー伐倒+既存バックホウ+グラップルをフェラーバンチャザウルスロボで実施。1日当たりの開設延長が増加（バケット容量0.25m ³ 、ヒノキ57年生、D=30cm以上はチェーンソー伐倒） 【25m/日 → 30m/日（20%向上）】

分野を代表する目標

木材・木製品製造業出荷額等 原木生産量

出発点 (H30) 214億円 ⇒ 現状 (R元) 217億円 ⇒ R4 224億円 ⇒ 4年後 (R5) 228億円 ⇒ 10年後 (R11) 236億円
 出発点 (H30) 64.6万m³ ⇒ 現状 (R2) 63.7万m³ ⇒ R4 77.0万m³ ⇒ 4年後 (R5) 79.6万m³ ⇒ 10年後 (R11) 85万m³

※R7年に85万m³を達成

構築した川上から川下までの仕組みを生かして、木材生産・流通を最適化

川上

柱1 原木生産の拡大

(1) 労働生産性の向上による事業地の拡大

- 作業システムの改善による生産性の向上
高性能林業機械の導入、10tトラック道等の整備、作業システムの改善
- 新** 新たな作業システムの導入促進
ICT等を活用したスマート林業の普及促進

(2) 森林資源の循環利用の促進

- 皆伐の促進
森林資源情報等を活用した施業地の確保
皆伐に必要な作業道等の整備
- 拡** 地域SCMの仕組みづくり
- 再造林の促進
- 拡** 地域ぐるみでの再造林に向けた意見交換会等の開催
再造林への支援と低コスト育林の推進
成長の早い苗木等の生産体制の強化
- 拡** 持続可能な林業の推進に向けた体制の整備

(3) 施業集約化の強化

- 森の工場の拡大・推進
- 拡** 森林資源情報のクラウド化及び高度利用の促進
森林経営管理制度の活用等市町村と連携した集約化の推進
- 間伐の推進に向けた支援の強化
支援事業の周知による各種計画作成の促進



川中

柱2 木材産業のイノベーション

(1) 高品質な製材品の供給体制の整備

- 需要に応じた製品供給力の強化・高品質化
- 拡** 製材加工の共同化・協業化等の促進
- 乾燥機等の施設整備への支援 (JAS対応)
- 新** 原木安定供給に向けた協定取引の促進

(2) 製材事業体の生産・経営力の強化

- 事業戦略の策定・実践による経営改善の推進
- 経営人材の育成に向けたアドバイザー派遣
- 既存製材工場の労働力確保対策の実施

(3) 木材・木製品の高付加価値化の推進 (A材の活用)

- 非住宅分野向けの高付加価値製品の開発 (チーム・ティンバライズとの連携)
- 高付加価値製品の販路開拓

(4) プラットフォームづくり等による地産・外商体制の強化

- TOSAZAIセンターを中心とした情報交流の拠点の整備
- 県内製材工場等の連携による集出荷体制の整備
- 拡** 需要にマッチした生産供給体制 (SCM) の確立

(5) 森の資源を余すことなく活用

- 小規模木質バイオマス発電所の整備 (熱電併給)
- 幅広い分野への木質バイオマスボイラー等の導入促進 (熱利用)



川下

柱3 木材利用の拡大 (建築士等への戦略的アプローチ)

(1) 木造建築に精通した建築士等の育成

- 林業大学校でのリカレント教育等による建築士の育成
- 全国の建築士関係団体等との連携による建築士の育成
- 木造建築の設計・技術支援
- 木造建築のノウハウ収集・普及

(2) 施主の木材利用に関する理解の醸成

- 施主の木材利用に関する理解の醸成 (経済同友会等との連携)
- CLT等の普及促進 (日本CLT協会等との連携)
- TOSAZAIセンター(提案・相談窓口)によるプッシュ型提案

(3) マーケティング戦略の強化

- 拡** 非住宅建築物の木造化・木質化の推進と環境不動産としての評価の確立 (経済同友会等との連携)
- 県産材を活用した木造住宅建築の支援
- 流通拠点及び土佐材パートナー企業への販路の拡大
- 拡** 海外への販売促進

(4) 関西圏での木材利用に関する提案の強化

- TOSAZAIセンター関西駐在員との連携による外商活動の実施
- 万博・IR関連施設への土佐材利用の提案
- 新** 県産材の情報発信・商談拠点を活用した製品販売の促進

担い手

柱4 担い手の育成・確保

(1) 林業大学校の充実・強化

- リカレント教育の更なる充実強化
- 新たな木造建築士育成の仕組みづくり
- 研修生確保対策の強化

(2) きめ細かな担い手育成・確保の強化

- 女性就業者の確保
- 移住希望者に向けた各種相談会の開催
- 拡** 林業労働力確保支援センターに「森のしごとコンサルジュ」を配置
- 小規模林業の推進
- 新** 市町村が実施するOJT研修の支援

(3) 林業事業体の経営基盤の強化

- 事業戦略の策定・実践による経営改善の推進
- 森林施業プランナーの育成
- 事業体における経営基盤の強化と労働環境の改善

